

河合町第5次障がい者基本計画

河合町第7期障がい福祉計画

河合町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

河 合 町

目 次

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ章 計画の策定にあたって	Ⅰ
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨	Ⅰ
Ⅱ 関係法令等の動向	Ⅱ
Ⅲ 計画の位置付け	Ⅲ
Ⅳ 計画の期間	Ⅳ
Ⅴ 本計画の対象	Ⅴ
Ⅵ 計画の策定体制	Ⅵ
第Ⅱ章 障がいのある人を取り巻く現状と課題	Ⅶ
Ⅰ 障がいのある人の推移	Ⅶ
Ⅱ アンケート調査結果からみた現状	Ⅷ
Ⅲ 河合町第Ⅳ次障がい者基本計画の現状と課題	Ⅸ
Ⅳ 課題の整理	Ⅹ

第Ⅱ部 河合町第Ⅴ次障がい者基本計画

第Ⅰ章 計画の基本方針	Ⅺ
Ⅰ 基本的視点	Ⅺ
Ⅱ 施策体系	Ⅻ
第Ⅱ章 施策の展開	Ⅼ
Ⅰ 広報・啓発	Ⅼ
Ⅱ 生活環境	Ⅽ
Ⅲ 生活支援	Ⅾ
Ⅳ 教育・育成	Ⅿ
Ⅴ 雇用・就労	ⅰ
Ⅵ 保健・医療	ⅱ
Ⅶ 生涯学習・スポーツ・文化活動	ⅲ

第3部 河合町第7期障がい福祉計画及び河合町第3期障がい児福祉計画

第1章 河合町第7期障がい福祉計画	57
1 数値目標	57
2 障がい福祉サービス等の実績と見込量	63
3 地域生活支援事業の実績と見込量	68
第2章 河合町第3期障がい児福祉計画	75
1 数値目標	75
2 障がい児支援サービスの実績と見込量	77

第4部 計画の推進体制

第1章 計画の進行管理及び評価	79
第2章 計画の推進体制の充実	80
1 計画の推進体制	80
2 西和7町障害者等支援協議会との連携	80

資料編

河合町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	81
河合町障害福祉計画等策定委員会名簿	83
用語解説	84

本文（図表以外）は、ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）を採用しています。ユニバーサルデザインフォント（UD フォント）は、ユニバーサルデザインのコンセプトに基づいた誰にとっても見やすく読みやすいフォントです。読みやすさに加えて、遠くからでもわかりやすく読み間違いがないように、可読性や視認性、判読性が高くなるようにデザインされているのが特徴です。

本文中にアスタリスク記号（*）のある語句は、資料編「用語説明」で説明を記載しています。

第Ⅰ部 総論





第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が進展するとともに、長寿化が進み、障がいのある人やその介護者の高齢化、障がいの重度化・重複化という問題が顕在化しています。一方、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また情報化の進展により障がいのある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響により浮き彫りとなった諸問題により、人々の価値観やライフスタイルは大きく変化しました。このような中、以前にも増して、誰もが暮らしやすい社会づくりが実現することを望む声が高まっています。

障がい者施策については、国では、令和3年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法*）の一部を改正する法律」を公布、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ*・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」を可決（令和6年4月施行）と、次々と制度の整備が進められてきました。

河合町（以下、「本町」という。）では、これまで、平成30年3月に「河合町第4次障がい者基本計画」、令和3年3月に「河合町第6期障がい福祉計画」及び「河合町第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、「河合町第4次障がい者基本計画」、「河合町第6期障がい福祉計画」及び「河合町第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえて、新たな「河合町第5次障がい者基本計画」、「河合町第7期障がい福祉計画」及び「河合町第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。



2 関係法令等の動向

(1) 国の動き

■障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

■障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障害のある人及び障害のある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。

また、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用することができるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

さらに、平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

■児童福祉法等の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の児童福祉法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

■障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

■障害者総合支援法の施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

■障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

■障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

■障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月に批准しました。

■難病医療法の施行

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。難病の患者に対する医療、その他難病に関する施策に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることが規定されました。

■障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えること、令和 2 年度から障がい者の活躍の場の拡大と障がい者の雇用の促進、事業主に対して短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援などが規定されました。

■成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

■発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

■障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成 30 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」が改正されました。自立生活援助の創設・就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（障がい児福祉計画の策定）、医療的ケアを要する障がい児に対する支援などが規定されました。

■読書バリアフリー法の施行

令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行され、地域の図書館に「読書」の困難な障がいのある人が利用しやすい資料、例えば点字図書や拡大図書、録音図書、電子データなどを充実させることや資料の作成の支援、図書データのダウンロードや利用に関する支援、端末機器の入手の支援、国会図書館と全国の図書館をネットワークでつなぐこと、利用しやすい電子書籍の販売の促進、人材の育成や関係者間の協議の場を設けることなどが規定されました。

■障害者差別解消法の一部改正

令和 3 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」が公布されました。障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することなどが規定されました。

■医療的ケア児支援法の施行

令和 3 年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することなどが規定されました。

■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和 4 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」の公布・施行されました。すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することなどが規定されました。

■障害者総合支援法等の一部改正

令和 4 年に障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部改正を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）等の一部を改正する法律」を可決（令和 6 年 4 月施行）されました。

改正障害者雇用促進法では、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率へ

の算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降に順次施行されました。

改正障害者総合支援法では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることなどが規定されました。

(2) 奈良県の動き

■奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の施行

障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりをめざし、平成28年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。

■奈良県手話言語条例の施行

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現をめざし、平成29年4月に「奈良県手話言語条例」が施行されました。

■奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例の施行

重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）が身近な地域において生涯にわたり支援を受けられるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することをめざし、令和3年4月に「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」が施行されました。

■奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例の施行

奈良県の地域福祉に関する基本的な考え方を示し、県民の困りごとの把握から適切な支援へとつなぐ仕組みを県と市町村が連携及び協働して構築することをめざし、令和4年4月に「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」が施行されました。

■奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例の施行

障がいのある人及びその家族等に寄り添い、つながり続けながら、切れ目のない支援を行う仕組みを奈良県や市町村、関係機関等が連携して構築することにより、障がいのある人が生涯にわたり、地域社会において人々に関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きる社会の実現をめざし、令和5年4月に「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」が施行されました。

3 計画の位置付け

(1) 法的根拠

「河合町第5次障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、町が進めていく障がい者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。

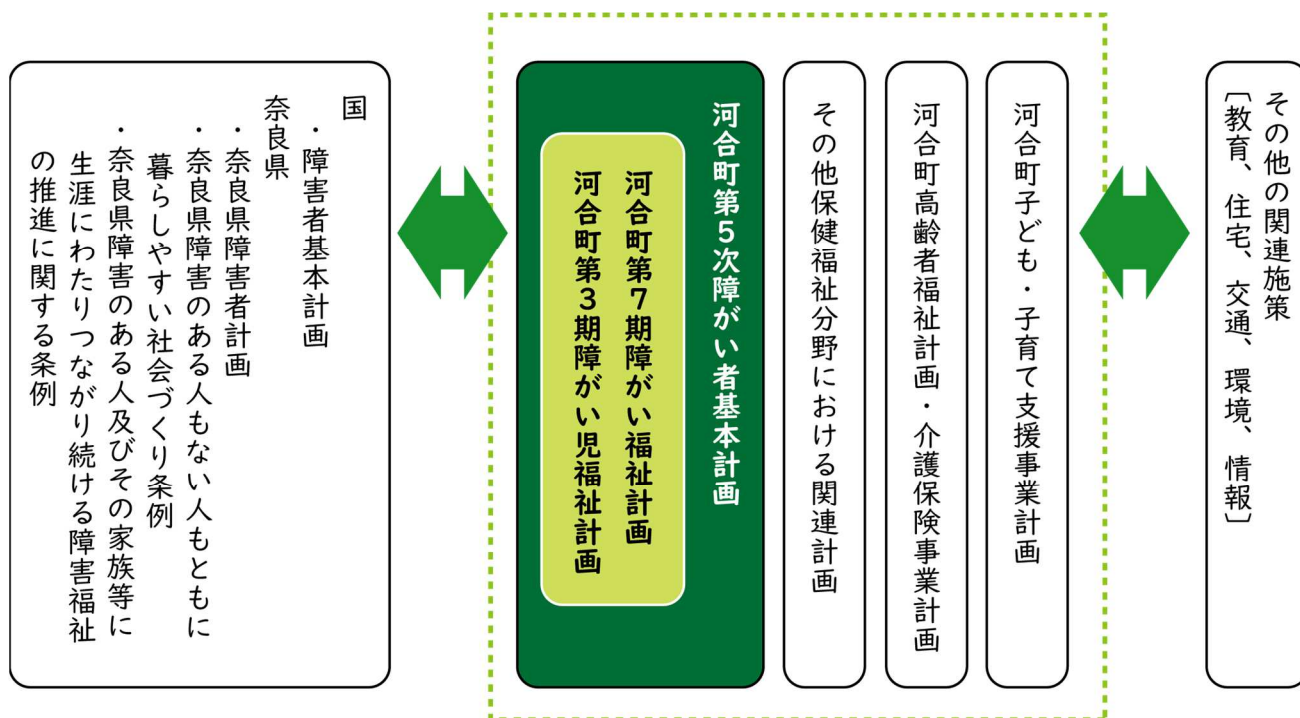
「河合町第7期障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*」という。）第88条に基づく市町村障害福祉計画として障がい福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、「河合町第5次障がい者基本計画」の中の実施計画としての側面を持つ計画として、整合性をもって推進します。

「河合町第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本町は一体的に作成することとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、「河合町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「河合町子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

■関連計画との関係

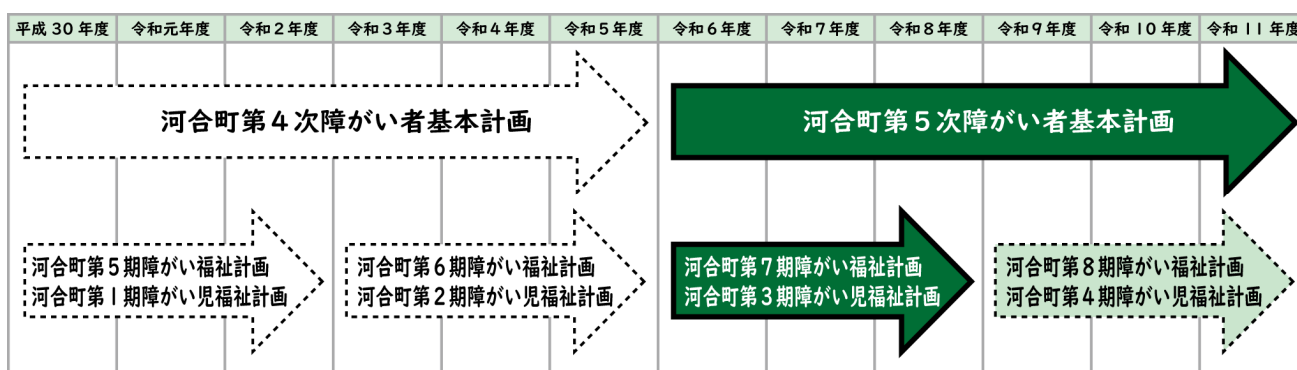


4 計画の期間

「河合町第5次障がい者基本計画」は、令和6年度からの6か年計画とし、障がい者を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「河合町第7期障がい福祉計画」及び「河合町第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。令和8年度末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

■障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の各計画期間



5 本計画の対象

本計画における「障がい者」の定義は、障害者基本法第2条で定められる、身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

なお、本計画では、原則として「障害」を「障がい」表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

～「障がい」の考え方について～

平成23年の改正障害者基本法において、「障がい者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

「障がい」とは本人の心身の状態に起因するものと定義（医学モデル）されていましたが、改正後は社会のさまざまな障壁が、障がいのある人の生きづらさ、暮らしづらさを生みだしているという考え方（社会モデル）の視点に変わりました。



6 計画の策定体制

(1) 河合町障害者計画策定委員会での審議

計画策定にあたっては、障がい者団体の代表者、福祉団体の代表者、福祉・医療関係者、学識経験者、行政関係職員等で構成される「河合町障害福祉計画等策定委員会」において、計画内容等について検討しました。なお、河合町福祉部福祉政策課が事務局を設置して担当しました。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向などを把握し、計画策定の基礎資料として障がいのある人の福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

(3) パブリックコメント等の住民意見の聴取

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、町民の考えや意見を聞くパブリックコメント（令和6年1月18日から2月8日）を実施しました。



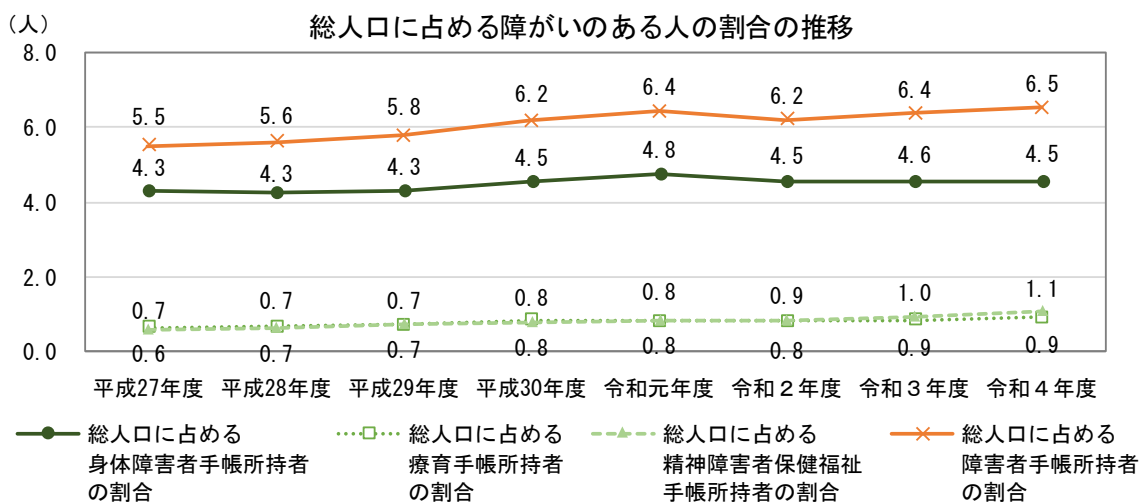
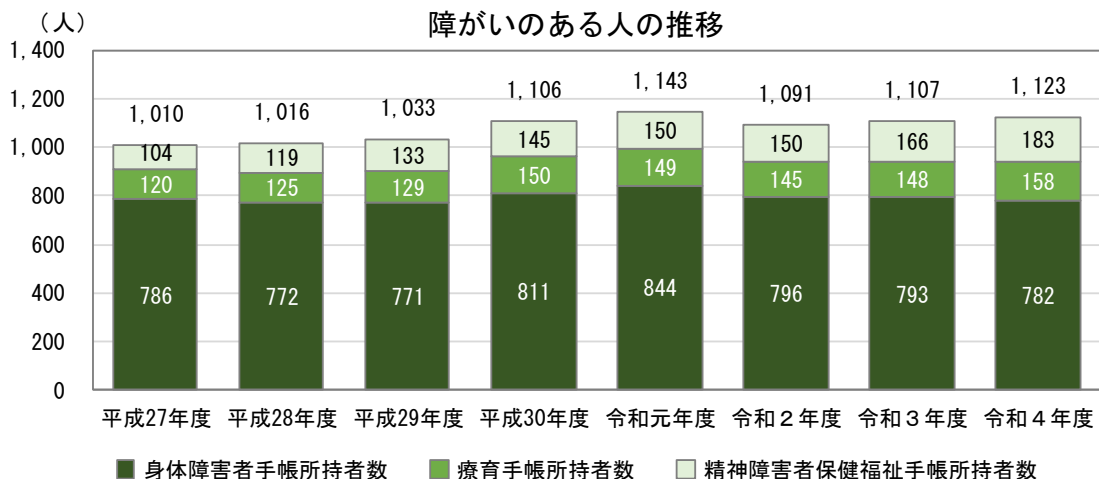
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題



1 障がいのある人の推移

(1) 障がいのある人の状況

本町における障がいのある人について、身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移していましたが、令和元年度以降は減少に転じており、令和5年3月末現在で782人となっています。療育手帳所持者数は増加傾向で推移していましたが、平成30年以降は増減を繰り返しており、令和5年3月末現在で158人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和5年3月末現在で183人となっています。



	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総人口	人	18,323	18,118	17,846	17,846	17,735	17,536	17,372	17,192
障害者手帳所持者数	人	1,010	1,016	1,033	1,106	1,143	1,091	1,107	1,123
総人口に占める割合	%	5.5	5.6	5.8	6.2	6.4	6.2	6.4	6.5
身体障害者手帳所持者数	人	786	772	771	811	844	796	793	782
総人口に占める割合	%	4.3	4.3	4.3	4.5	4.8	4.5	4.6	4.5
療育手帳所持者数	人	120	125	129	150	149	145	148	158
総人口に占める割合	%	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	104	119	133	145	150	150	166	183
総人口に占める割合	%	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1

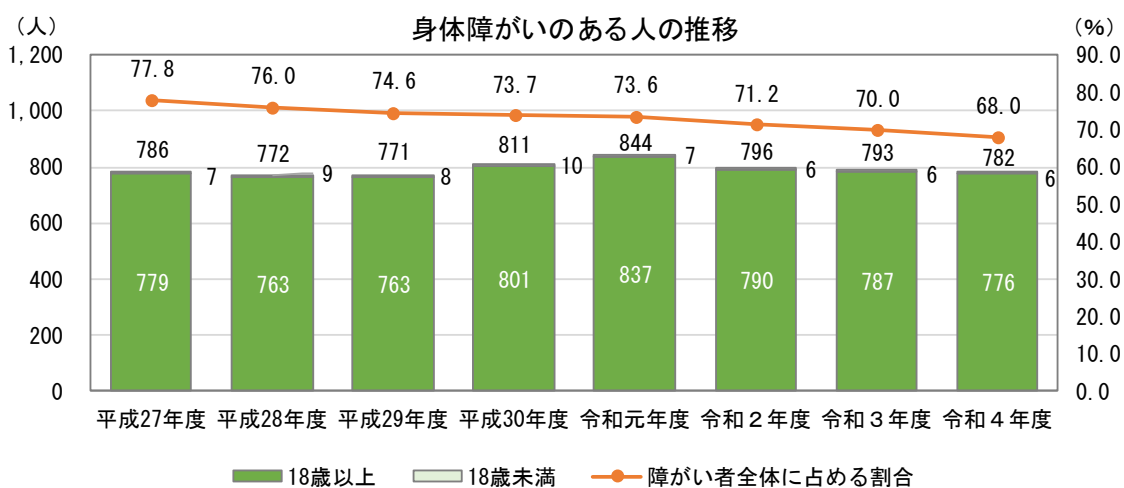
資料：各年度 3 月末

(2) 身体障がいのある人の状況

本町における身体障害者手帳所持者数について、障がい者全体に占める割合をみると、減少傾向となっています。

また、等級別でみると、令和 5 年 3 月末現在、4 級が最も多く 227 人、次いで 1 級が 225 人、3 級が 140 人となっています。

さらに、障がいの種類別でみると、令和 5 年 3 月末現在、肢体不自由が 373 人で最も多く、次いで心臓機能が 150 人、聴覚障がいが 75 人となっています。



	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳所持者数	人	786	772	771	811	844	796	793	782
18 歳以上	人	779	763	763	801	837	790	787	776
18 歳未満	人	7	9	8	10	7	6	6	6
障がい者全体に占める割合	%	77.8	76.0	74.6	73.7	73.6	71.2	70.0	68.0

資料：各年度 3 月末

等級別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	人	210	209	209	226	239	230	230	225
2 級	人	76	81	81	90	97	88	89	88
3 級	人	167	163	162	160	158	142	142	140
4 級	人	235	237	236	246	259	238	230	227
5 級	人	43	43	43	43	41	42	44	44
6 級	人	43	40	40	46	50	56	58	58

資料：各年度 3 月末

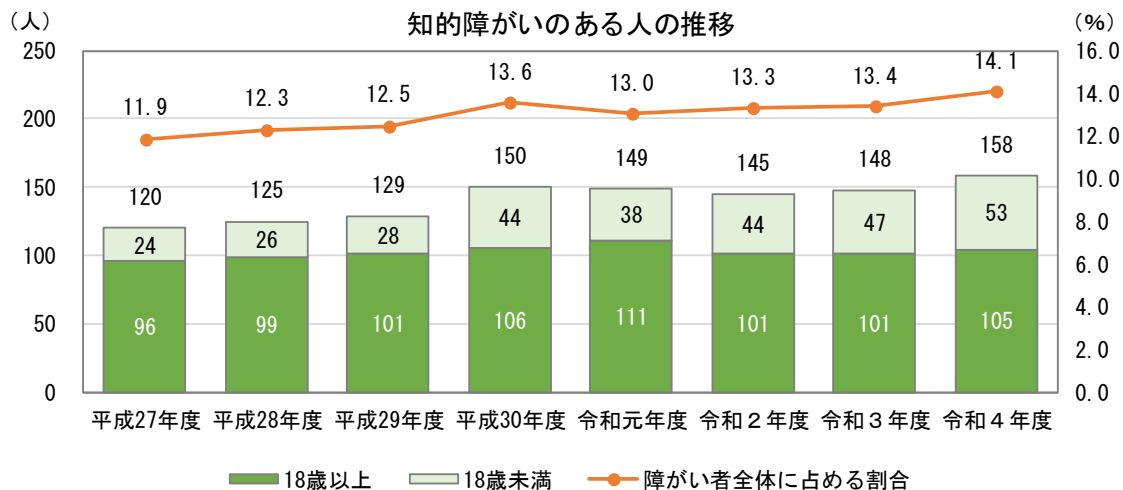
障がいの種類別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	人	35	35	36	38	44	46	48	52
聴覚障がい	人	55	54	57	62	67	72	74	75
平衡機能	人	0	0	0	0	0	0	0	0
音声言語	人	15	25	16	16	16	13	13	13
肢体不自由	人	446	426	415	434	439	400	390	373
心臓機能	人	134	137	135	145	153	154	154	150
じん臓機能	人	41	46	44	50	48	46	47	51
呼吸器機能	人	13	13	12	16	17	13	16	12
直腸機能	人	30	33	41	47	56	48	47	52
小腸機能	人	1	1	1	1	1	1	1	1
免疫機能	人	3	2	1	1	2	2	2	2
肝臓機能	人	1	1	1	1	1	1	1	1

資料：各年度 3 月末

(3) 知的障がいのある人の状況

本町における療育手帳所持者数について、平成 30 年度以降は 150 人前後となっており、障がい者全体に占める割合は 13%～14%で推移しています。

また、障がいの程度別でみると、令和 5 年 3 月末現在、B 1（中度）が 49 人で最も多く、次いで B 2（軽度）が 46 人、A 2（重度）が 37 人となっています。



	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
療育手帳所持者数	人	120	125	129	150	149	145	148	158
18 歳以上	人	96	99	101	106	111	101	101	105
18 歳未満	人	24	26	28	44	38	44	47	53
障がい者全体に占める割合	%	11.9	12.3	12.5	13.6	13.0	13.0	13.1	14.1

資料：各年度 3 月末

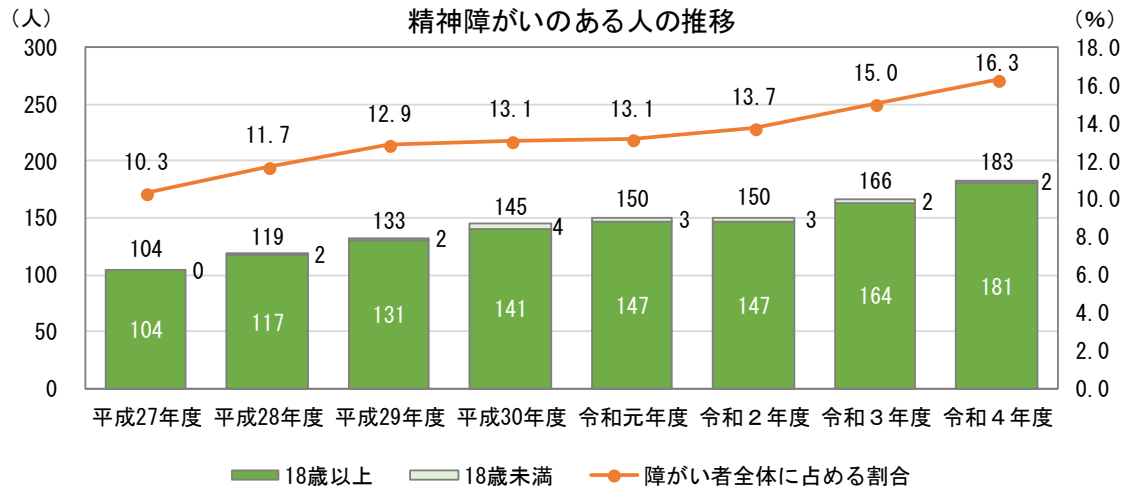
障がいの程度別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	人	1	1	1	1	1	1	1	1
A 1（最重度）	人	20	21	22	27	26	24	24	24
A 2（重度）	人	39	39	39	40	40	38	37	37
B	人	0	0	1	0	0	1	1	1
B 1（中度）	人	36	38	39	46	46	39	38	49
B 2（軽度）	人	24	26	27	36	36	42	47	46

資料：各年度 3 月末

(4) 精神障がいのある人の状況

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数について、障がい者全体に占める割合をみると、増加傾向となっています。

また、等級別でみると、令和5年3月末現在、2級が最も多く116人、次いで3級が39人、1級が28人となっています。



	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	104	119	133	145	150	150	166	183
18 歳以上	人	104	117	131	141	147	147	164	181
18 歳未満	人	0	2	2	4	3	3	2	2
障がい者全体に占める割合	%	10.3	11.7	12.9	13.1	13.1	13.7	15.0	16.3

資料：各年度 3 月末

等級別	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	人	11	13	20	18	20	26	25	28
2 級	人	69	76	77	81	95	95	108	116
3 級	人	24	30	36	40	39	29	33	39

資料：各年度 3 月末

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神通院医療受給者数	人	191	214	213	210	222	234	261	258

資料：各年度 3 月末



アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

障がい児・者の実情や要望などを把握し「河合町第5次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定のための基礎資料とするとともに、今後、河合町が福祉を進める際の参考として活用することを目的としました。

②実施概要

	①障がい児アンケート調査（18歳未満）	②障がい者アンケート調査（18歳以上）
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方及び障がい児通所サービスを利用している方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方及び障がい福祉サービスを利用している方
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回収	
調査期間	令和5年8月7日～令和5年8月25日	

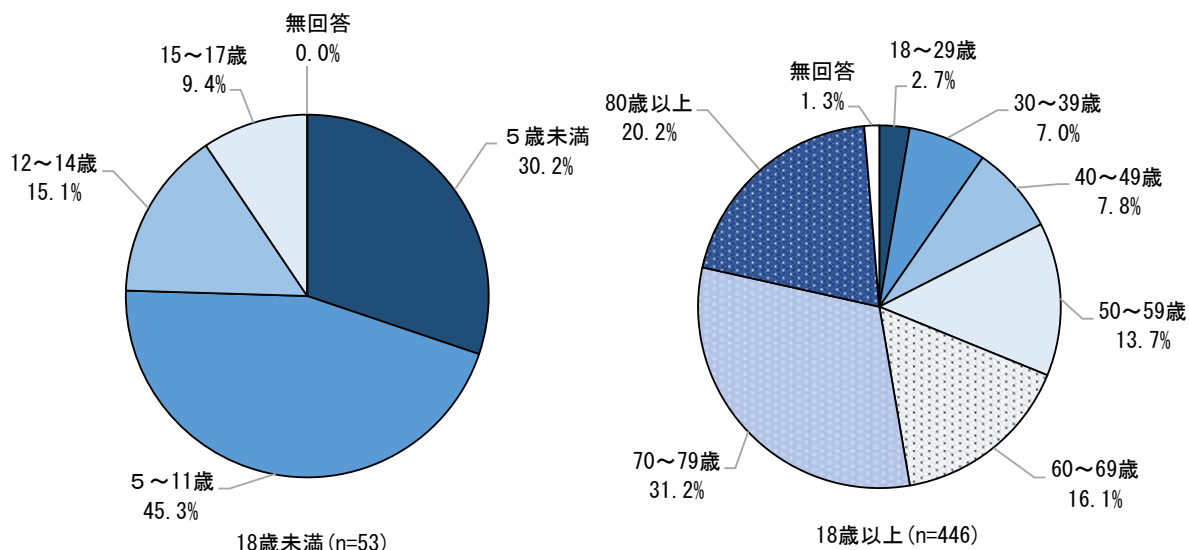
③回収結果

	配布数	回収数	回収率
①障がい児アンケート調査（18歳未満）	115 件	53 件（郵送：44 件、Web：9 件）	46.1%
②障がい者アンケート調査（18歳以上）	885 件	446 件（郵送：399 件、Web：47 件）	50.4%
合計	1,000 件	499 件	49.9%

(2) 主な調査結果

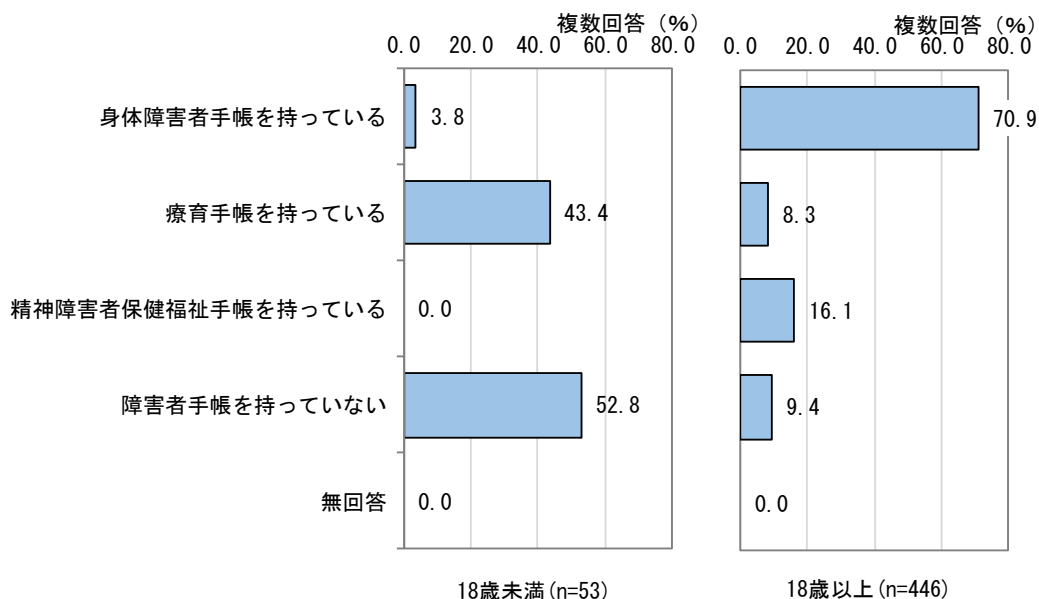
①年齢

年齢について、18歳未満では「5～11歳」が45.3%で最も多く、次いで「5歳未満」が30.2%、「12～14歳」が15.1%、18歳以上では「70～79歳」が31.2%で最も多く、次いで「80歳以上」が20.2%、「60～69歳」が16.1%となっています。



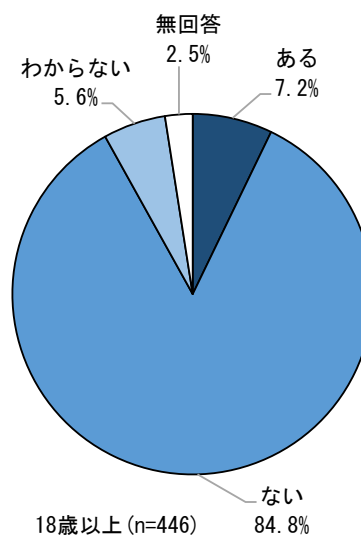
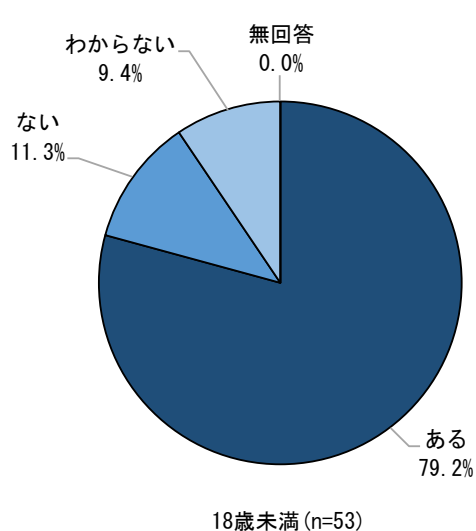
②障害者手帳の所持

手帳の種類別でみると、18歳未満では「障害者手帳を持っていない」が52.8%で最も多く、次いで「療育手帳を持っている」が43.4%、「身体障害者手帳を持っている」が3.8%、18歳以上では「身体障害者手帳を持っている」が70.9%で最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳を持っている」が16.1%、「障害者手帳を持っていない」が9.4%となっています。



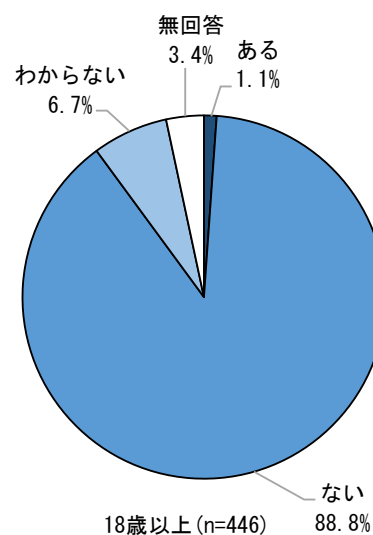
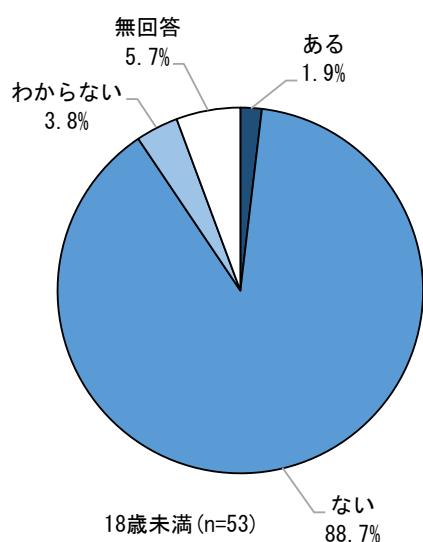
③発達障がいの診断

発達障がいと診断されたことがあるかについて、18歳未満では「ある」が79.2%で最も多く、次いで「ない」が11.3%、「わからない」が9.4%、18歳以上では「ない」が84.8%で最も多く、次いで「ある」が7.2%、「わからない」が5.6%となっています。



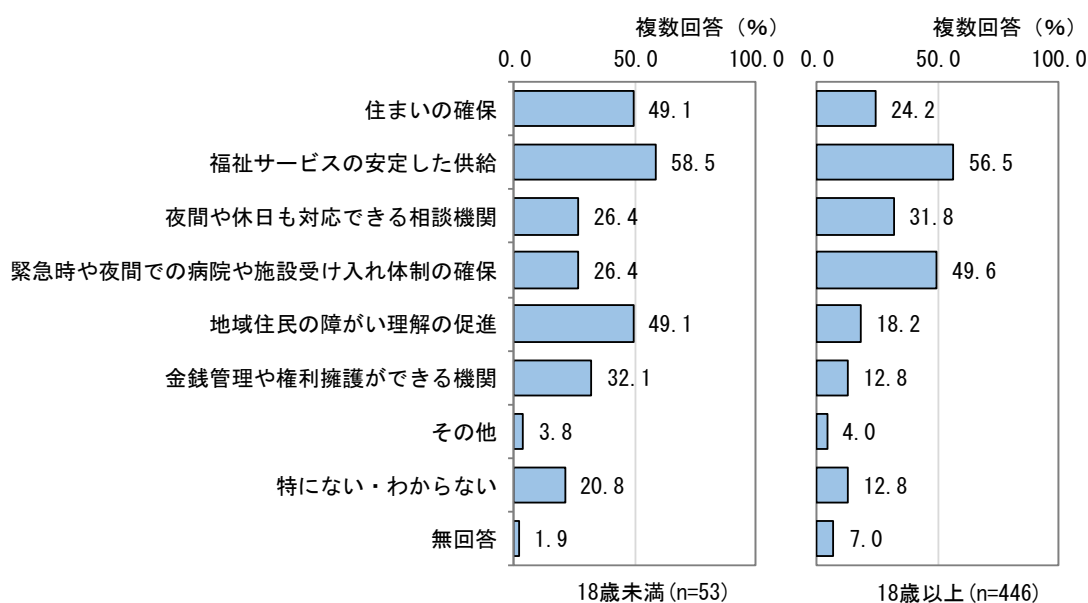
④強度行動障がいの状況

強度行動障がいがあると言われたことはあるかについて、18歳未満では「ない」が88.7%で最も多く、次いで「わからない」が3.8%、「ある」が1.9%、18歳以上では「ない」が88.8%で最も多く、次いで「わからない」が6.7%、「ある」が1.1%となっています。



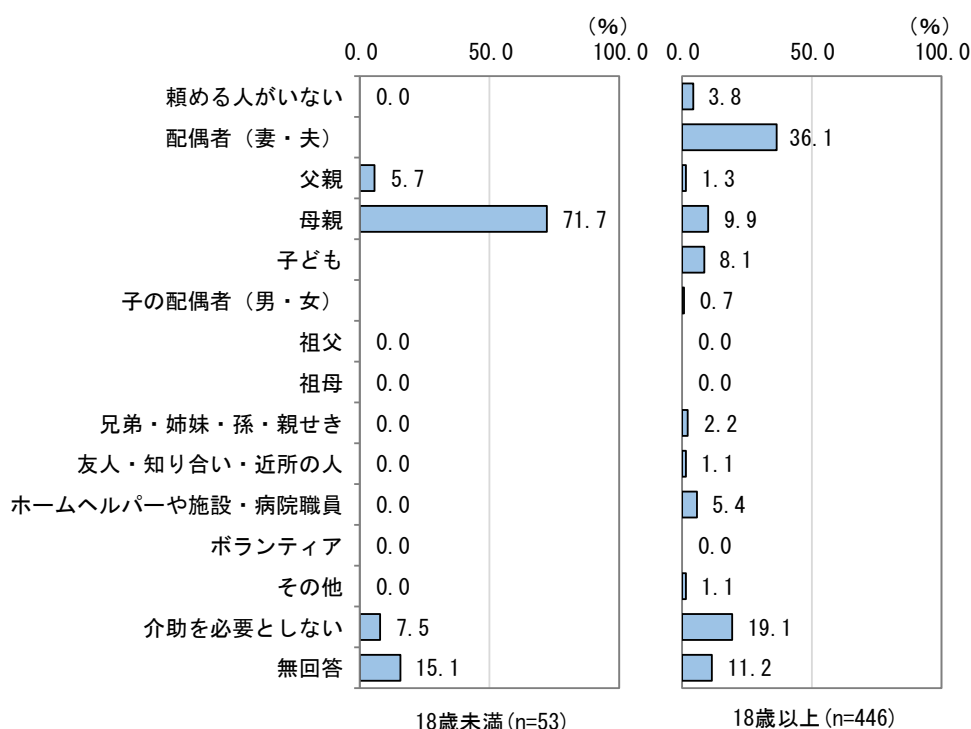
⑤地域で暮らし続けるための支援

将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことに、支援が必要になるかについて、18歳未満では「福祉サービスの安定した供給」が58.5%で最も多く、次いで「住まいの確保」「地域住民の障がい理解の促進」が49.1%、「金銭管理や権利擁護*ができる機関」が32.1%、18歳以上では「福祉サービスの安定した供給」が56.5%で最も多く、次いで「緊急時や夜間での病院や施設受け入れ体制の確保」が49.6%、「夜間や休日に対応できる相談機関」が31.8%となっています。



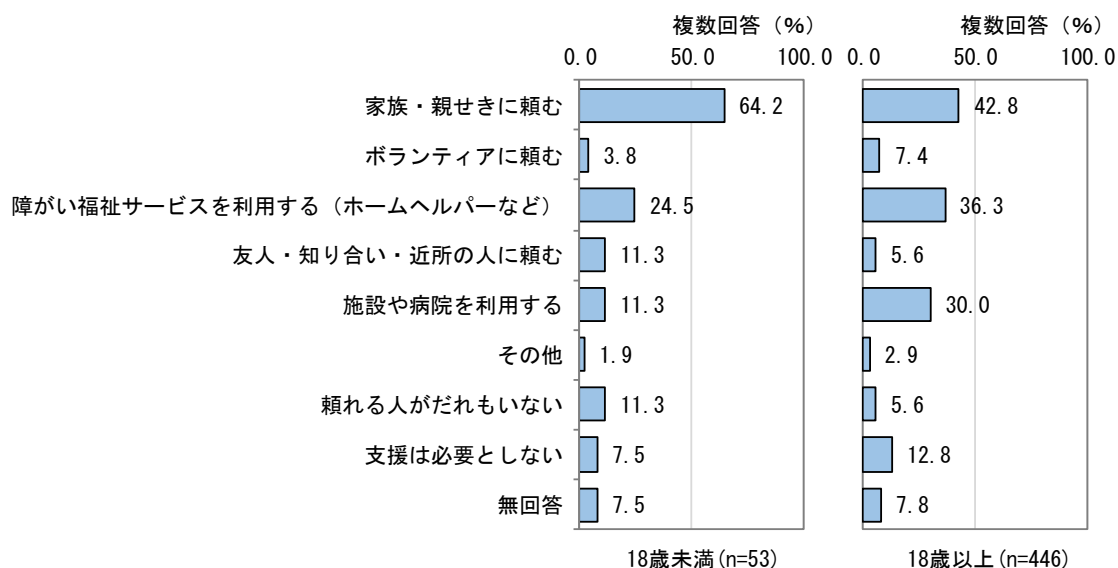
⑥主な介護者

主な介助者について、18歳未満では「母親」が71.7%で最も多く、次いで「介助を必要としない」が7.5%、「父親」が5.7%、18歳以上では「配偶者（妻・夫）」が36.1%で最も多く、次いで「介助を必要としない」が19.1%、「母親」が9.9%となっています。



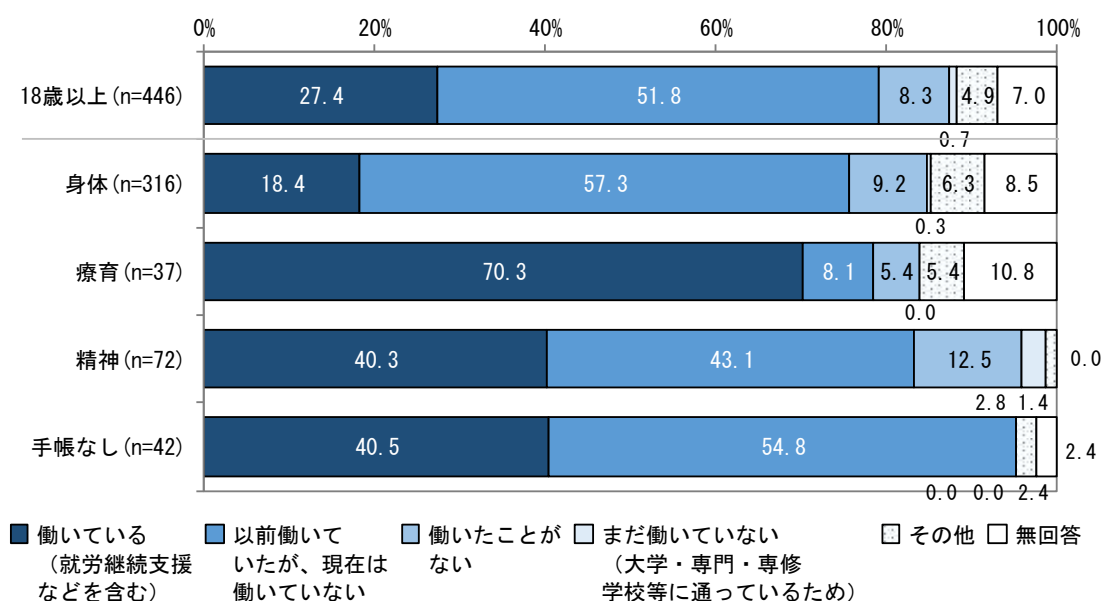
⑦ 介助者に支援してもらえなくなった場合の手段

もしも、今の介助者に支援してもらえなくなった場合、どのようにしたいかについて、18歳未満では「家族・親せきに頼む」が64.2%で最も多く、次いで「障がい福祉サービスを利用する（ホームヘルパーなど）」が24.5%、「友人・知り合い・近所の人に頼む」「施設や病院を利用する」「頼れる人がだれもない」が11.3%、18歳以上では「家族・親せきに頼む」が42.8%で最も多く、次いで「障がい福祉サービスを利用する（ホームヘルパーなど）」が36.3%、「施設や病院を利用する」が30.0%となっています。



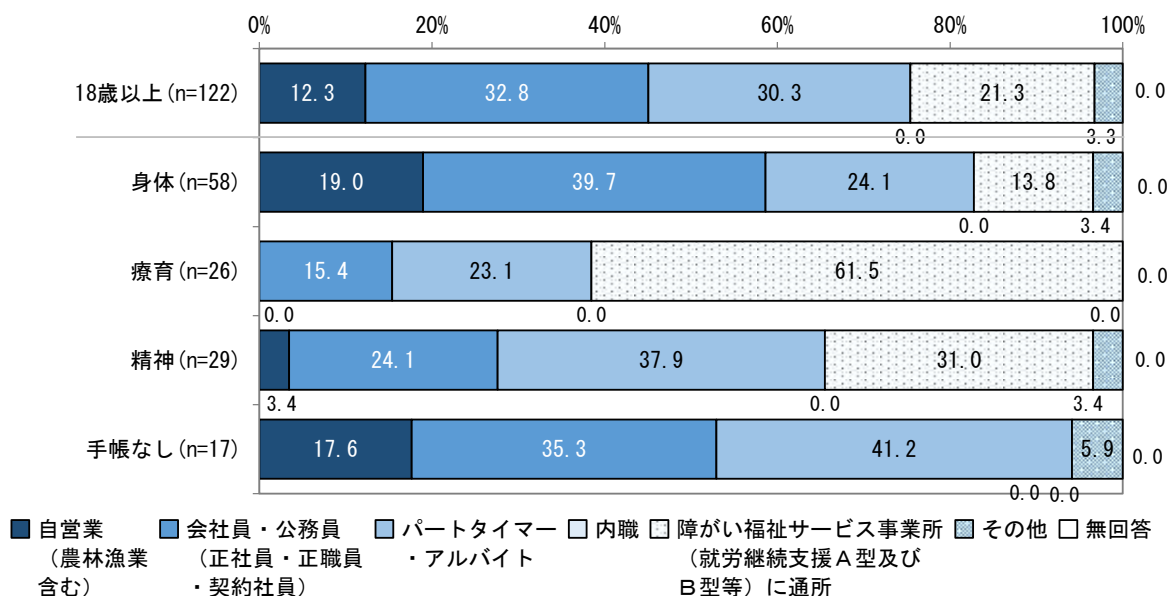
⑧ 就労状況

現在、収入や報酬を得る仕事をしているかについて、「以前働いていたが、現在は働いていない」が51.8%で最も多く、次いで「働いている（就労継続支援などを含む）」が27.4%、「働いたことがない」が8.3%となっています。



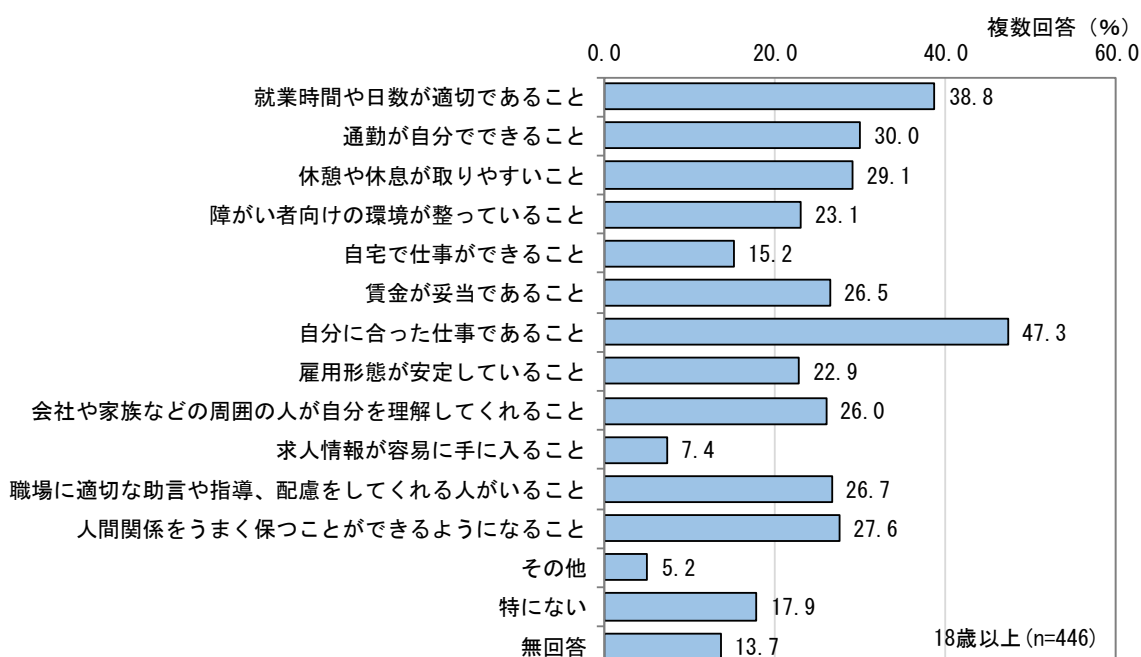
⑨勤務形態

現在、収入や報酬を得る仕事をしている人に、どのような形で仕事をしているかについて聞いたところ、「会社員・公務員（正社員・正職員・契約社員）」が32.8%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が30.3%、「障がい福祉サービス事業所（就労継続支援A型及びB型等）に通所」が21.3%となっています。



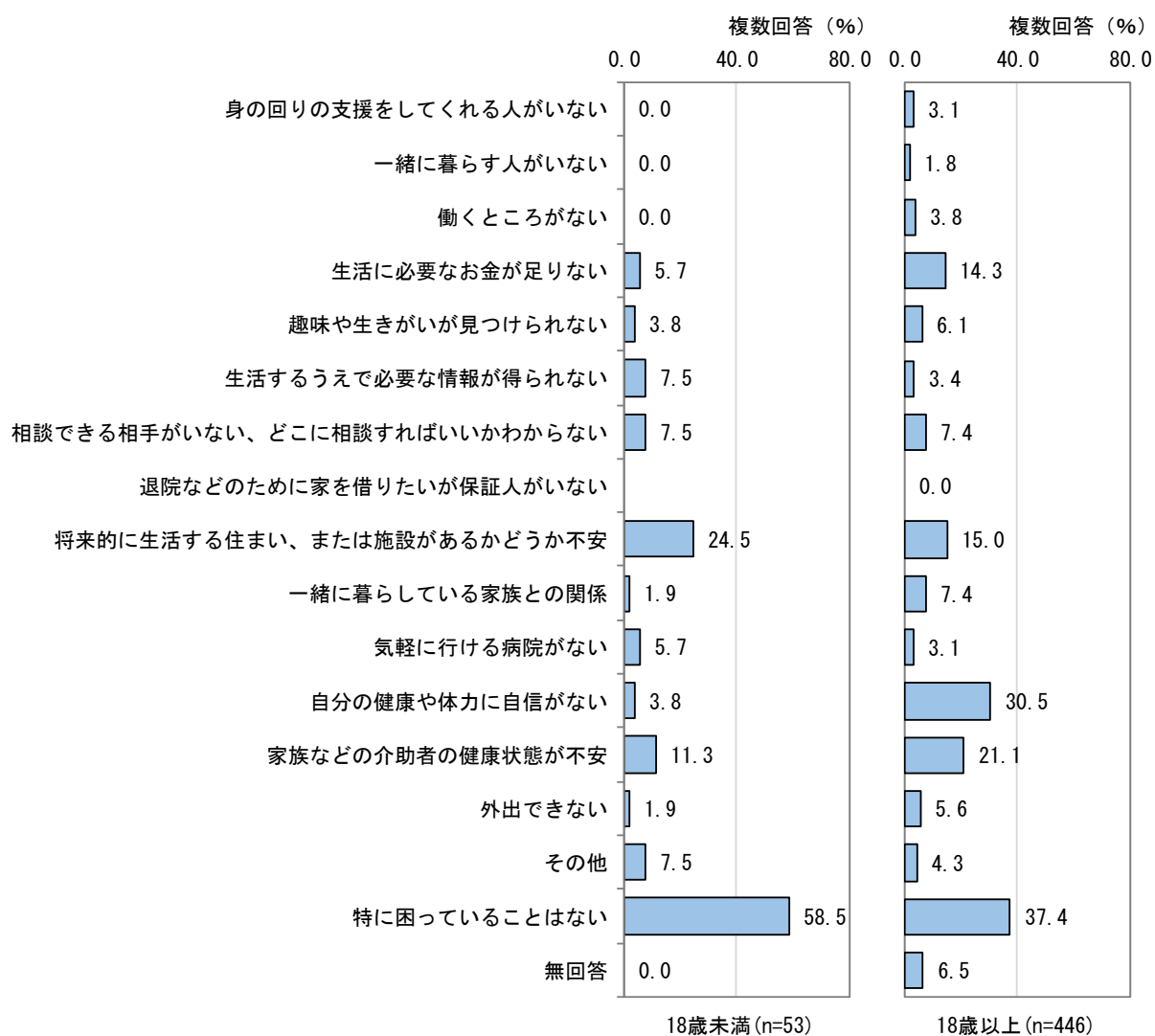
⑩希望する就労支援

働くとなれば（働き続けるとすれば）どのようなことが必要かについて、「自分に合った仕事であること」が47.3%で最も多く、次いで「就業時間や日数が適切であること」が38.8%、「通勤が自分のできること」が30.0%となっています。



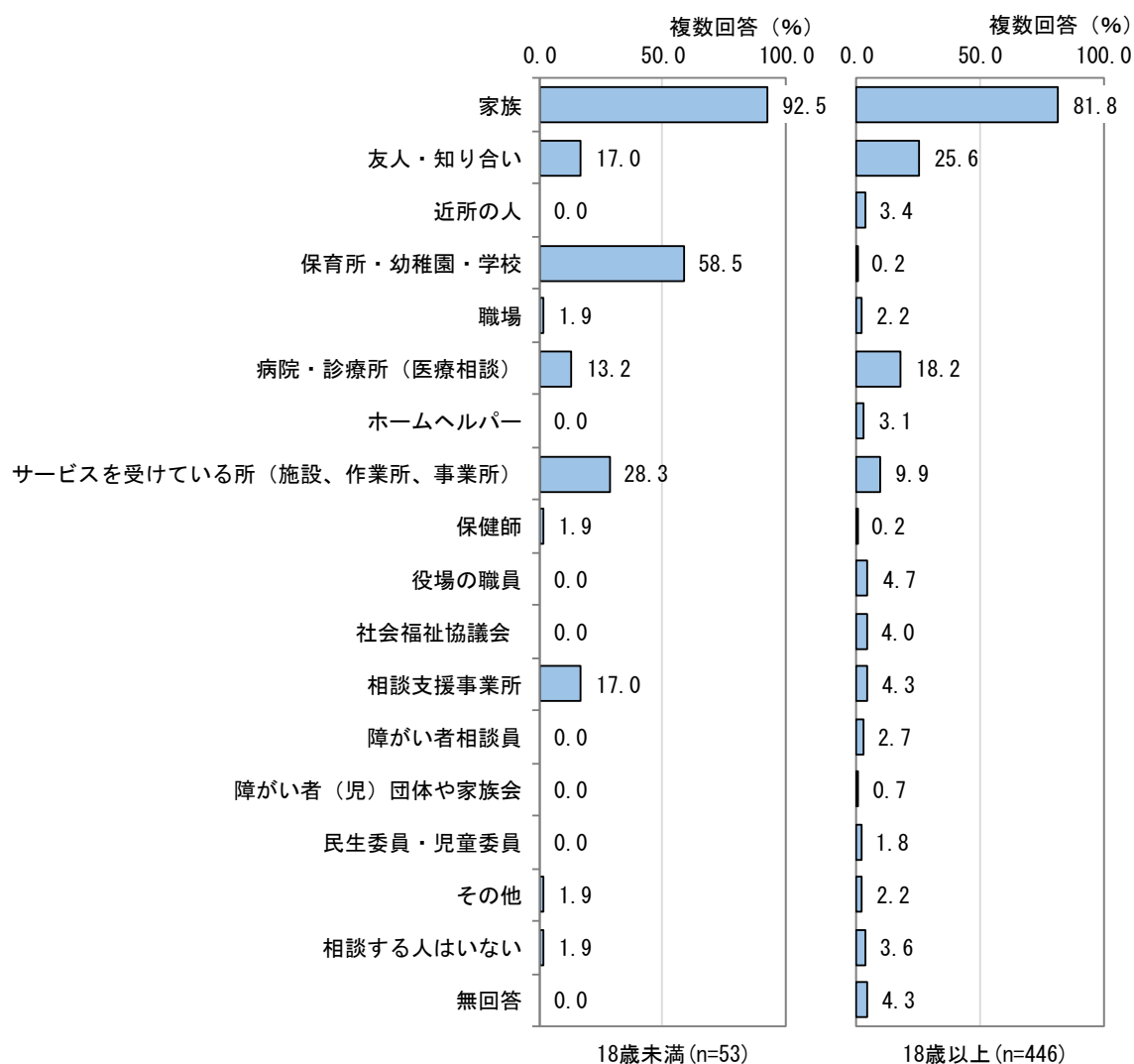
⑪生活で困っていることや不安に思っていること

現在、生活で困っていることや不安に思っていることについて、18歳未満では「特に困っていることはない」が58.5%で最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が24.5%、「家族などの介助者の健康状態が不安」が11.3%、18歳以上では「特に困っていることはない」が37.4%で最も多く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」が30.5%、「家族などの介助者の健康状態が不安」が21.1%となっています。



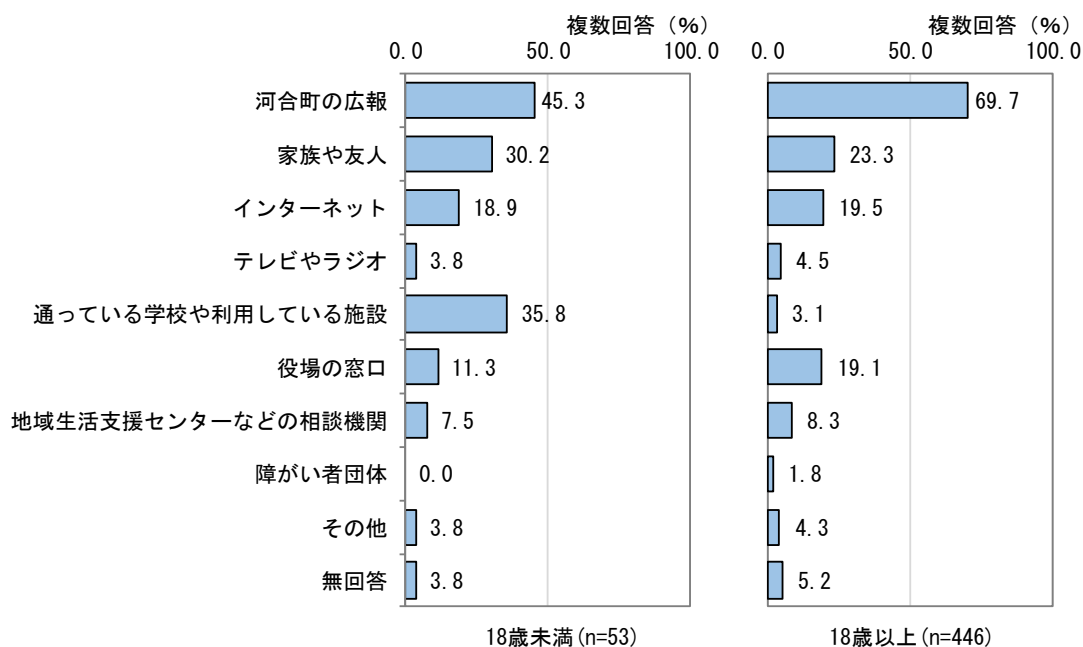
⑫相談場所・相談相手

悩みや困ったことの相談先はだれ（どこ）かについて、18歳未満では「家族」が92.5%で最も多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」が58.5%、「サービスを受けている所（施設、作業所、事業所）」が28.3%、18歳以上では「家族」が81.8%で最も多く、次いで「友人・知り合い」が25.6%、「病院・診療所（医療相談）」が18.2%となっています。



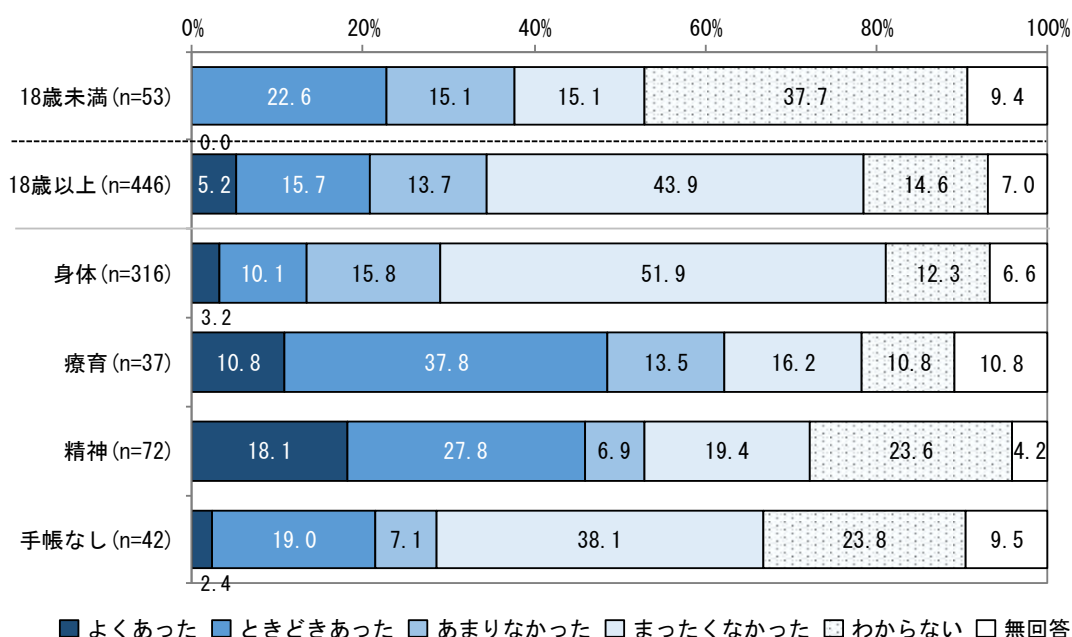
⑬情報の入手方法

河合町の福祉の制度やサービスについての情報をどのような方法で手に入れるかについて、18歳未満では「河合町の広報」が45.3%で最も多く、次いで「通っている学校や利用している施設」が35.8%、「家族や友人」が30.2%、18歳以上では「河合町の広報」が69.7%で最も多く、次いで「家族や友人」が23.3%、「インターネット」が19.5%となっています。



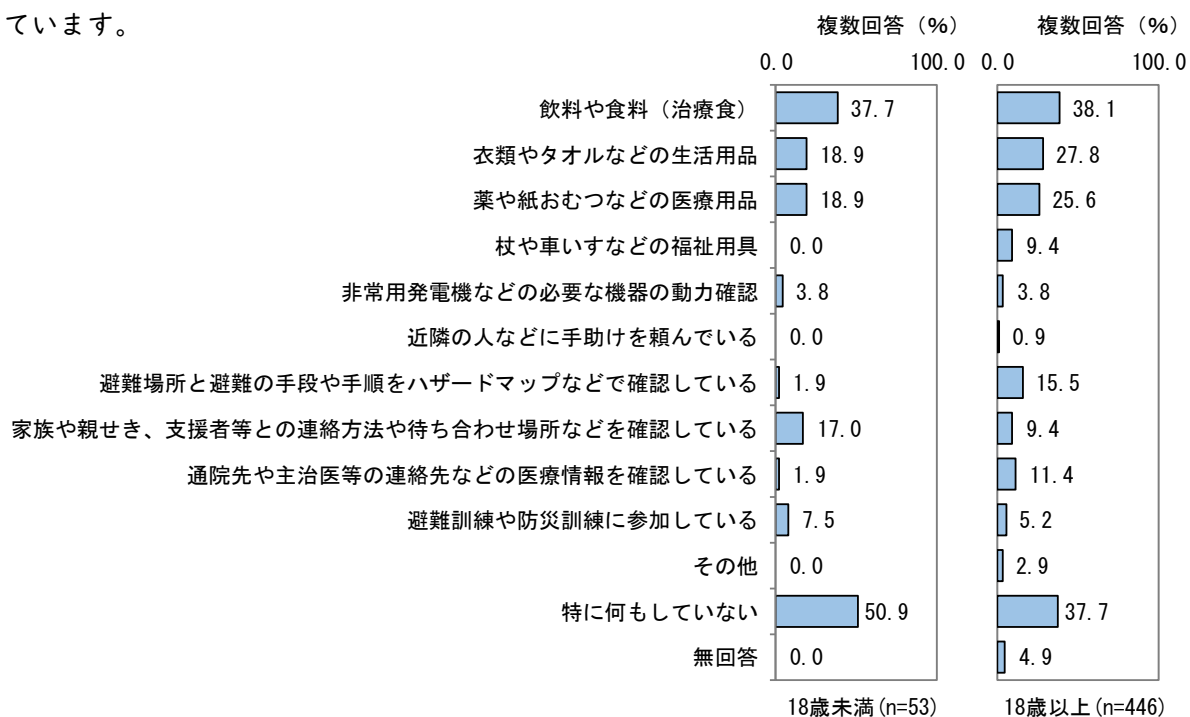
⑭いやな思いをした体験や経験

日常生活において、障がいがあるために、差別や偏見を受けたり、いやがらせをされたり、仲間はずれにされたと感じたことがあったかについて、18歳未満では「わからない」が37.7%で最も多く、次いで「ときどきあった」が22.6%、「あまりなかった」「まったくなかった」が15.1%、18歳以上では「まったくなかった」が43.9%で最も多く、次いで「ときどきあった」が15.7%、「わからない」が14.6%となっています。



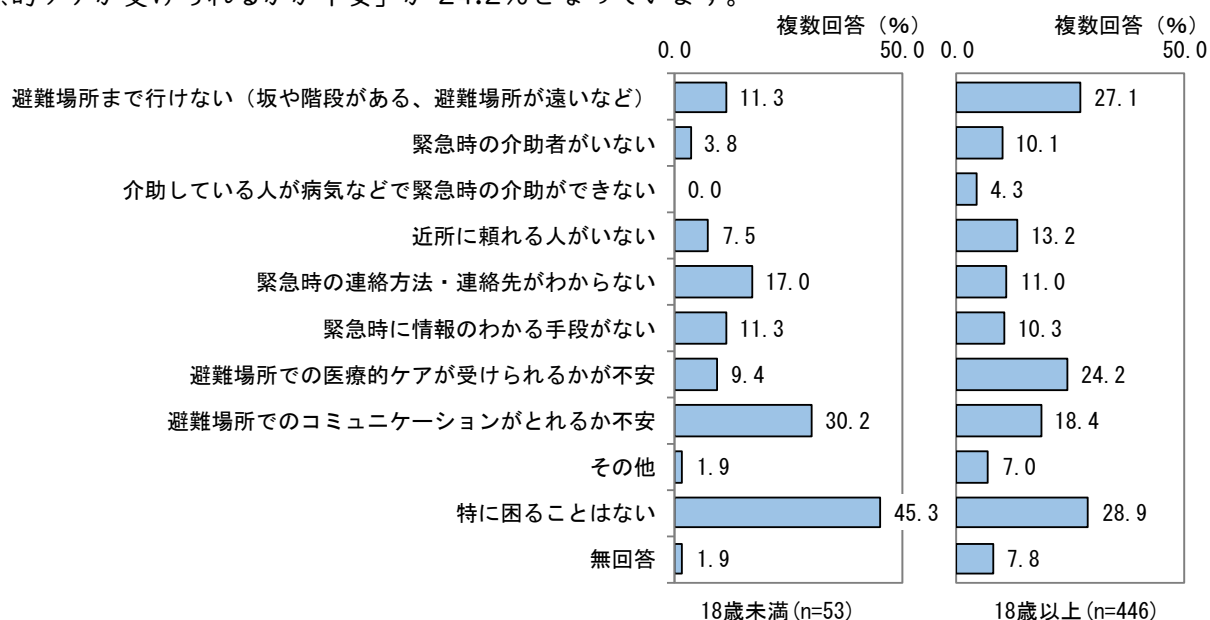
⑮災害時の備え

地震などの災害が起きたときに備えて準備しているものについて、18歳未満では「特に何もしていない」が50.9%で最も多く、次いで「飲料や食料（治療食）」が37.7%、「衣類やタオルなどの生活用品」「薬や紙おむつなどの医療用品」が18.9%、18歳以上では「飲料や食料（治療食）」が38.1%で最も多く、次いで「特に何もしていない」が37.7%、「衣類やタオルなどの生活用品」が27.8%となっています。



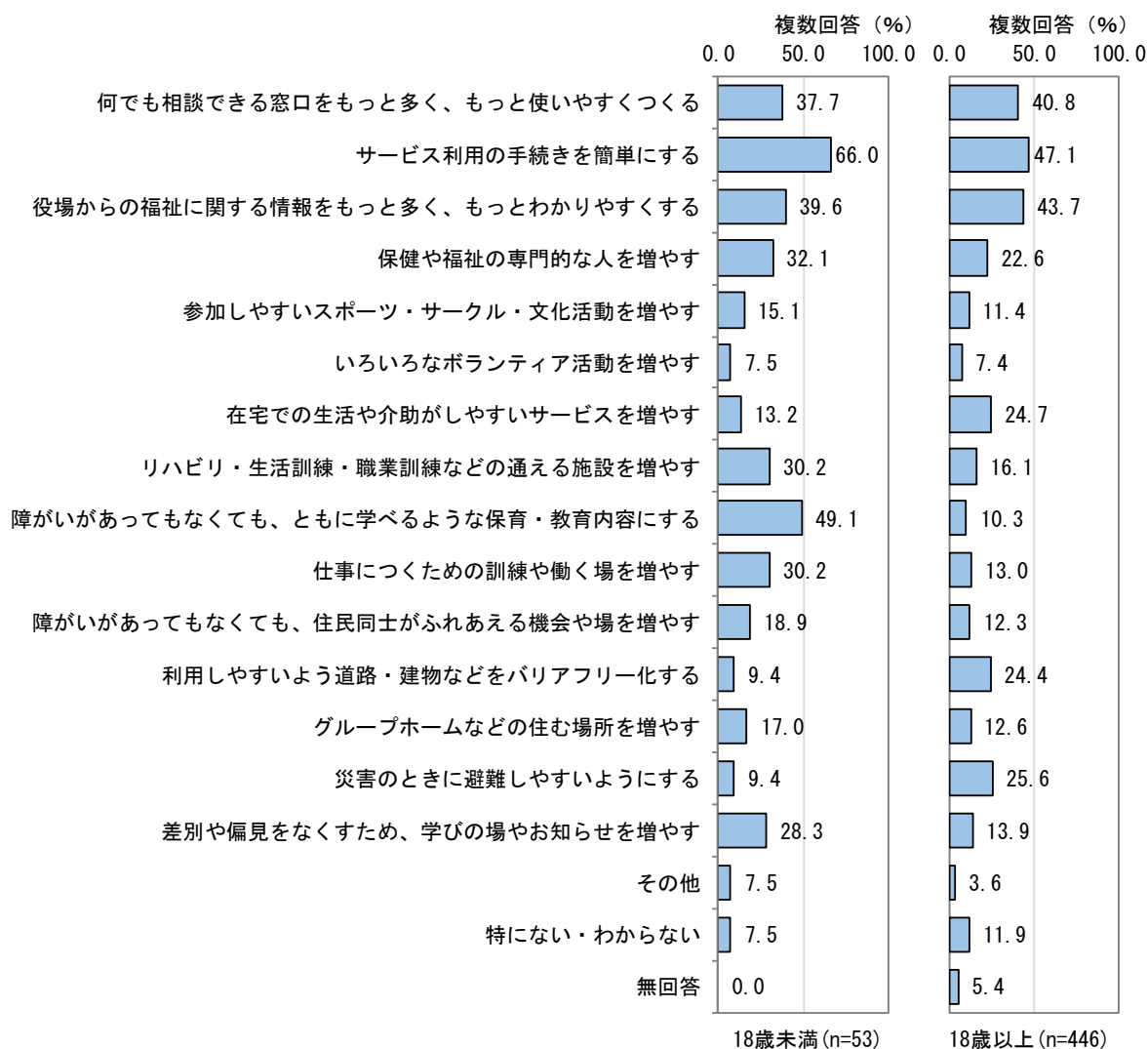
⑯地震などの災害の時に困ること

地震などの災害の時に困ることについて、18歳未満では「特に困ることはない」が45.3%で最も多く、次いで「避難場所でのコミュニケーションがとれるか不安」が30.2%、「緊急時の連絡方法・連絡先がわからない」が17.0%、18歳以上では「特に困ることはない」が28.9%で最も多く、次いで「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠いなど）」が27.1%、「避難場所での医療的ケアが受けられるかが不安」が24.2%となっています。



⑰今後充実してほしい施策

住みなれたまちで、よりよく暮らすためには、どのようなことが必要かについて、18歳未満では「サービス利用の手続きを簡単にする」が66.0%で最も多く、次いで「障がいがあってもなくても、ともに学べるような保育・教育内容にする」が49.1%、「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が39.6%、18歳以上では「サービス利用の手続きを簡単にする」が47.1%で最も多く、次いで「役場からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」が43.7%、「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくつくる」が40.8%となっています。



3

河合町第4次障がい者基本計画の現状と課題

(1) 広報・啓発

- 広報・啓発活動については、広報紙だけではなく、聴覚に障がいを持つ者に対して、令和3年度から「声の広報」を始め、音声での情報確認が可能となりました。また、ホームページやSNS等のデジタルツールを活用し、障がい理解の普及に努めています。今後は、文字、音声、映像等により理解しやすい広報や情報のバリアフリー*に努める必要があります。また、障害者週間を活用し、障がい福祉に関する掲示などを行い、理解の促進に努めています。精神障害者に関する啓発としては、西和圏域にて精神障がい者に関する講演等を実施し、障がい理解の促進に努めています。
- 交流活動の推進については、障がい者が生産する授産品の販売会などを開催し、就労に対する収益の確保に努めるとともに、地域住民との交流の機会を提供しています。
- 地域住民の自主的活動の推進については、ボランティア活動を通して、障がい者や高齢者と触れ合うことにより、相手の立場を理解する機会の創出やキャリア教育の一環としてボランティアに関する講義や研修・体験学習を取り入れるなど、児童・生徒がボランティアへの関心を深めるような取り組みを推進する必要があります。

(2) 生活環境

- 移動・交通手段の確保については、日常交通に必要な移動を安心して利用し、町民が活力ある暮らしを行えるよう、地域コミュニティバスとして、町内巡回ワゴン（すな丸号）の運行により移動の利便性の向上を図っています。また、障がい者の移動の支援として、行動援護、同行援護、移動支援事業などの障がい福祉サービスを提供しています。今後も引き続き、障がい福祉サービスの利用の適正化に努め、支援を必要とする方に適切な支援を提供する必要があります。
- 情報・コミュニケーションの確保については、聴覚障がい者への理解と認識を深め、日常生活程度の手話の習得を目指し、手話奉仕員養成講座を実施しています。手話奉仕員養成講座修了者等には手話通訳者として活躍することができるよう、上位講座等の情報提供を行っています。
- 防災・防犯体制の強化については、避難誘導経路等及び緊急時の避難先となる各種の公的な施設について、障がい者に配慮した整備を推進することにより、災害時等の安全確保対策の向上を図っています。また、災害に備え、防災・防犯に関する知識の普及啓発を行う必要があります。また、地域の自主防災組織やボランティア組織などの支援者と連携し、緊急時の支援体制を整備する必要があります。
- 住宅政策の充実については、障がい者の入居に関する問題について、西和圏域で協議し、賃貸住宅等の家主に対して協力及び理解を呼び掛けています。

(3) 福祉

- 生活安定施策の推進については、障がい者の経済的安定を図るため、各種手当等の充実が図られてきました。しかし、サービスの多様化に伴い、必要な情報を適切に得ることが難しくなっています。各種サービスについては、引き続き国や県へさらなる充実に向けた要望を行うとともに、市町村としては、制度を適切に利用していただけるよう相談支援事業所の利用推進を進めながら分かりやすい情報提供に努める必要があります。また、消費者を取り巻く環境は、少子高齢化、規制改革や高度情報通信社会の進展、電子商取引の拡大や決済手段の多様化・高度化など大きく変化しており、それに伴う商取引の多様化・複雑化は、新たな消費者トラブル、消費者被害の発生をまねいています。本町では、障がいの有無にかかわらず、消費者としての利益の擁護及び増進のため、適切な情報の提供及び周知に努めています。今後は、障がい者の消費者としての利益の擁護及び増進のため、事業者に対しても、利益の擁護及び増進が図られるよう、働きかけていく必要があります。
- 在宅福祉サービスの充実については、支援を必要とする方に必要な支援が適切に提供されるよう、障がい福祉サービスの給付の適正化を図っています。また、各関係機関等と連携し、障がい者が必要とする支援ニーズの把握や支援方法を検討しています。さらに、障がい者が障がい福祉サービスの利用を主体的に選択することができるよう、相談支援体制の充実を図る必要があります。相談支援の充実のため、相談支援事業所と連携し、西和園域で勉強会を行っています。

(4) 教育・育成

- 就学前教育・保育の充実については、町立幼稚園と町立保育所が令和2年3月で閉園・閉所し、令和2年4月より教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園が開園しました。認定こども園では、遊びを通して、子どもたちの好奇心や探求心を養い、集中力、工夫する力、想像力、コミュニケーション能力など、様々な力を身につけることができるよう支援しています。そのためにも職員に対して継続して研修等を実施し、教育保育の質のさらなる向上に努める必要があります。今後は、小学校と連携し、就学への円滑な取り組みが求められています。
- 学校教育・学童保育の充実については、近年学校や学童保育において支援を必要とする子どもが増加傾向にあります。支援が必要な子どもに対しては教員・指導員を配置して対応しています。今後も障がいの種類や程度にかかわらず地域の学校とともに学び、育つことができるインクルーシブな環境を整備するためにも、教育支援委員会、保護者・学校・関係機関等と連携する必要があります。

(5) 雇用・就労

- 一般就労への支援については、障害者雇用促進法で規定する障がい者雇用率の達成を維持するよう努めています。今後も引き続き、障がい者の雇用に関して理解を得られるよう、事業主に対し障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、従業員に対しても障がい者理解を進める必要があります。
- 福祉的就労の促進については、就労による社会参加の機会を必要としている障がい者への福祉的就労*の安定・拡大を図るため、福祉作業所の地域活動支援センター*等への転換を支援しています。

（６）保健・医療

- 子どもの障がいの早期発見については、保健センター、子育て支援課、子育て世代包括支援センターで、専門職を配置し子育てに関する相談が身近にできる体制を整備しています。核家族化や夫婦共働き世帯の増加など、ライフスタイルの変化に伴い、子育て世帯の孤立化が進んでおり、子育てに関する相談は年々増加しています。また、子どもの発達に関する相談も増加しており、医療機関につながった後も、子どもに適した療育*サービスや支援について、臨床心理士などの専門職への発達相談を希望する方も増えています。就学後も、相談を希望する方も増えており、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するためにも専門職が在籍する総合支援窓口の設置が求められます。
- 障がい者に対する医療の充実については、障がい者が医療を適切に受けることができるよう、医療機関等と連携し、自立支援医療制度などの情報提供を行っています。
- 精神保健施策の充実については、精神保健に関する相談等について、各種支援機関と連携し、相談体制を整える必要があります。

（７）スポーツ・文化・レクリエーション

- スポーツの振興については、障がい者のスポーツ活動を指導、推進するための組織の設立を目指していますが、準備段階であり、動線の確保や危険回避のシミュレーションが不足しているのが現状です。今後は、活動の支えとなるボランティア人材の育成に努める必要があります。軽スポーツを体験する事業では、障がい者スポーツで親しまれる「ペタンク」や輪投げを実践しています。今後は、障がい者ができる軽スポーツ（ボッチャなど）やパラスポーツ（ゴールボールや車いすテニスなど）の紹介やイベントを実施していく必要があります。

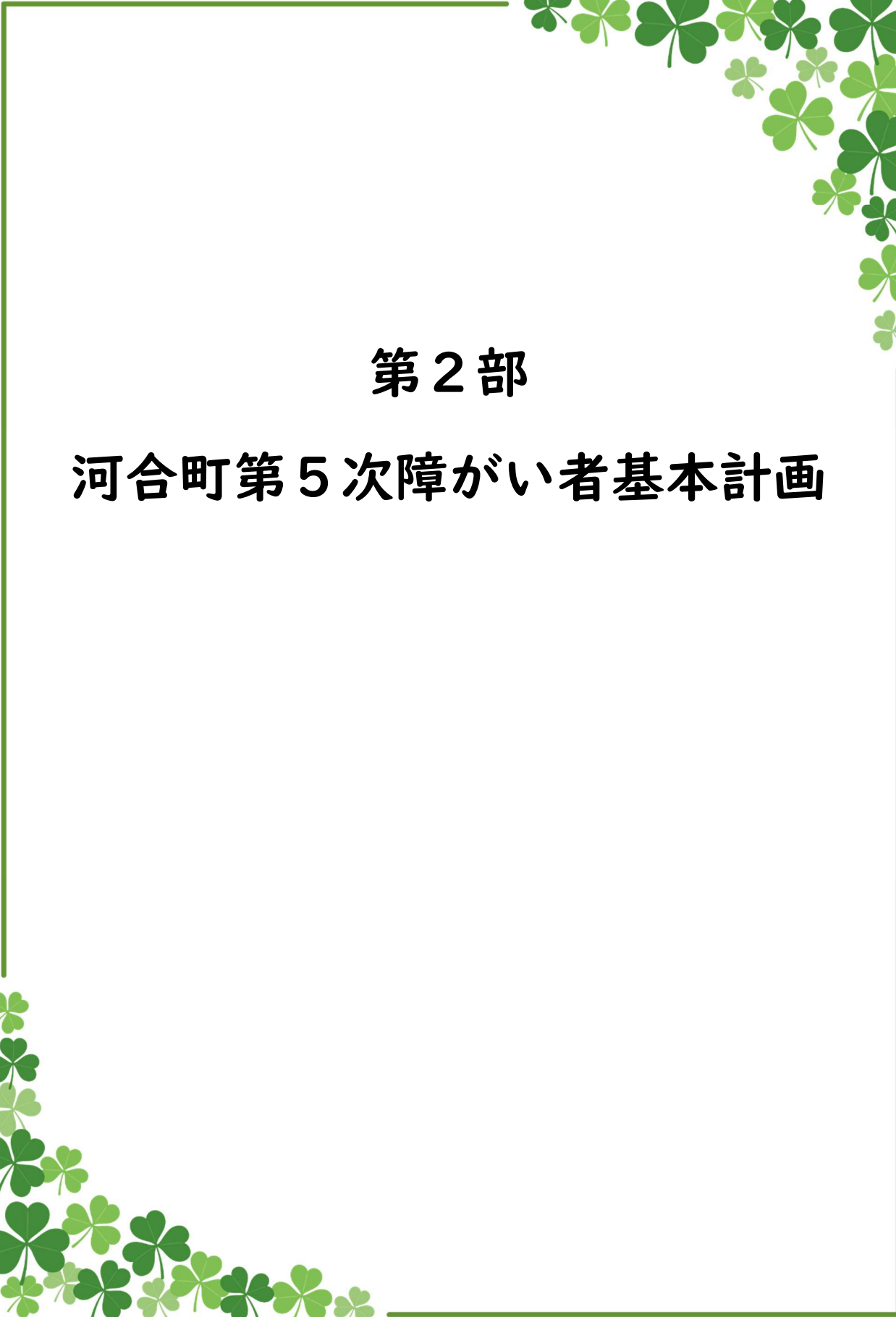
4

課題の整理

アンケート調査結果	○(P17) 将来にわたって地域で暮らし続けるため必要な支援について、18歳未満・18歳以上ともに「福祉サービスの安定した供給」が最も多く、18歳未満が58.5%、18歳以上が56.5%となっています。 ○(P19) 希望する就労支援について、「自分に合った仕事であること」が47.3%で最も多くなっています。 ○(P22) 河合町の福祉の制度やサービスに関する情報の入手方法について、18歳未満・18歳以上ともに「河合町の広報」が最も多く、18歳未満が45.3%、18歳以上が69.7%となっています。 ○(P22) 日常生活において、障がいがあるために、差別や偏見を受けたり、いやがらせをされたり、仲間はずれにされたと感じたことがあったかについて、『あった』(「よくあった」と「ときどきあった」の合計)では18歳未満が22.6%、18歳以上が20.9%となっています。 ○(P23) 地震などの災害の時に困ることについて、18歳未満では「避難場所でのコミュニケーションがとれるか不安」が30.2%、18歳以上では「避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)」が27.1%と多くなっています。 ○(P24) 住みなれたまちで、よりよく暮らすために必要なことについて、18歳未満・18歳以上ともに「サービス利用の手続きを簡単にする」が最も多く、18歳未満が66.0%、18歳以上が47.1%となっています。
前計画の課題	○(P25) 文字、音声、映像等によるさらなる広報や情報のバリアフリーに努める必要があります。 ○(P25) 障がい福祉サービスの利用の適正化に努め、支援を必要とする方に適切な支援を提供する必要があります。 ○(P26) 障がい者が受けることができる支援について、制度を適切に利用していただけるよう分かりやすい情報提供に努める必要があります。 ○(P26) 教育保育の質を確保するため、研修などを行い、職員の質の向上に努める必要があります。 ○(P26) 障がい者の雇用に関して理解を得られるよう、事業主に対し障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、従業員に対しても障がい者理解を進める必要があります。 ○(P27) 保健センターと子育て支援課が連携を取りながら、教育相談・ケース会議を行い、保護者の悩みや意向を聞き、健全な子育てができるよう努める必要があります。 ○(P27) 障がい者ができる軽スポーツ(ボッチャなど)やパラスポーツ(ゴールボールや車いすテニスなど)の紹介やイベントを実施していく必要があります。

本計画で重点的に取り組むべきこと

- 情報を必要とする者が必要な情報を容易に入手することができるよう、障がい特性に配慮した情報提供を行います。
- 障がい者の地域生活を支援するため、障がい福祉サービスの適切な利用と障がい福祉サービスの質の向上に努めます。
- 障がい者の就労を支援するため、障がい福祉サービスの適切な利用と就労支援体制の構築に努めます。



第2部

河合町第5次障がい者基本計画



第 1 章 計画の基本方針



1 基本的視点

わが国が平成 26 年に締結した「障害者の権利に関する条約」（以下「条約」という。）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

こうした条約の理念に即して改正された障害者基本法第 1 条に規定されているように、障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を「基本的視点」として定めました。

（1）条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策、制度、事業等を策定及び実施するにあたっては、条約の理念を尊重するとともに、条約との整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方のもと、「インクルージョン*」を推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がい者が政策決定過程に参画することとし、障がい者の意見を施策に反映させることが求められます。その際、障がい者の社会参加は、障がい者の自立にもつながることに留意する必要があります。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 共生社会の実現に資する取り組みの推進

①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用

条約が採用している、いわゆる「社会モデル」の考え方に即して改正された障害者基本法第2条においても、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

こうした視点に照らして、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障がい者の参加を確保し、障がい者の意見を施策に反映させるとともに、障がい者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障がいのある人もない人も同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを進めていくことが重要です。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮*の提供を両輪として障がい者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取り組みをより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取り組みが行われる必要があります。このため、障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、地方公共団体や障がい者団体を始めとする様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、事業者・事業主や国民一般の幅広い理解のもと、障がい者差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、障がい者への移動の支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進します。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）においても、多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人一人の幸福に資する「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとされており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4

年6月7日閣議決定)の定めるところにより、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実現を図るため、デジタル機器・サービスに不慣れな障がい者の支援も含めデジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取り組みを推進することとしています。

なお、新たな技術を用いた機器やサービスの利活用に当たっては、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することが必要です。

あわせて、遺伝子診断、再生医療等に見られるように、科学技術の社会実装に関し、倫理的・法制度的な課題について社会としての意思決定が必要となる事例が増加しつつあることにも留意する必要があります。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す条約の趣旨を踏まえ、障がい者が多様なライフステージ*に対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する必要があります。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関、制度等と必要な連携を図ることを通じて、総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人一人の固有の尊厳を重視する条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障がい者が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいについては、症状が多様化する傾向にあり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

特に発達障がい、難病、高次脳機能障がいについては、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取り組み等を総合的に進めていくことが重要です。

(5) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進

条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対してきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要があります。

① 障がいのある女性

障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、複合的差別など困難な状況に置かれている場合があります。こうした点も念頭に置いた障がい者施策の策定・実施には政策決定過程への当事者参画が重要です。このため、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の定めるところにより、女性の参画拡大に向けた取り組みを行うとともに、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たっては性別に配慮するよう協力を要請します。

② 障がいのある子ども

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）においては、こどもに関する取り組み・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることとされています。障がいのあるこどもに対しても、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、こどもと家族に対する妊娠期から切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要です。この場合、成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があります。

③ 障がいのある高齢者

障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、困難な状況に置かれている場合があります。こうした点も念頭に置き、条約との整合性にも留意した障がい者施策の策定・実施が求められます。

2 施策体系

施策分野	施策の方向
1. 広報・啓発	(1) 障がいのある人に対する理解の促進 (2) 障がいを理解するための福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の活性化 (4) 情報提供の充実（新規） (5) 差別の解消及び権利擁護の推進（新規）
2. 生活環境	(1) ユニバーサルデザインの推進 (2) 移動手段の確保 (3) 防災・防犯対策の推進
3. 生活支援	(1) 相談体制の充実 (2) 障がい福祉サービス等の充実 (3) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
4. 教育・育成	(1) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育・放課後対策の充実
5. 雇用・就労	(1) 就労支援体制の構築 (2) 福祉的就労の充実
6. 保健・医療	(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実 (2) 保健・医療サービスの充実 (3) 健康の保持・増進 (4) 精神保健福祉の推進
7. 生涯学習・スポーツ・文化活動	(1) 生涯学習活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーションの推進 (3) 文化活動の推進

第2章 施策の展開

Ⅰ 広報・啓発

- 令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から施行されることにより、これまで民間事業者に対して「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となります。
- 障がいのある人が安心して地域で生活するためには、さらなる相互理解の促進、差別の解消に向けた取り組みが不可欠です。障がい理解を深めるための広報・啓発活動や教育、障害者差別解消法に関する広報・啓発活動をさらに推進し、障がいのある人もない人も尊重し合い、ともに支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進める必要があります。
- 障がいのある人が地域の中で孤立せず、安心して自分らしい生活を送ることができるように、近隣住民との日常的な交流を進めるとともに、ボランティアの育成や活動を推進し、地域で支え合う体制の充実が必要です。
- 令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行され、障がい特性に対応した情報提供体制の充実等について定められました。視覚障がい者向けの音声情報の提供、聴覚障がい者向けの手話や文字情報の提供、失語症者向けの意思疎通支援者派遣のほか、ICT機器の活用等により、障がい者が情報を取得及び利用できる環境の充実が必要です。
- 障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の支援体制の確立が不可欠です。また、平成24年に施行された「障害者虐待防止法*」により、住民には通報義務、市町村には必要に応じて立入調査や緊急的な一時保護を行う等の役割があります。今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権及び権利に対する意識啓発を推進するとともに、成年後見制度*の利用を促進するために、制度を周知していくことが必要です。

(1) 障がいのある人に対する理解の促進

障がいのある人に対する理解を促進するため、「障害者週間」（12月3日～9日）に広報・啓発活動を推進するとともに、令和6年4月に施行される改正障害者差別解消法の周知を図り、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちの実現を目指します。

主な施策

項目	内容
広報紙等による啓発	○広報「かわい」や町ホームページはもちろんのこと、河合町社会福祉協議会をはじめとした関係団体等の協力を得て、機関誌等にノーマライゼーション*の普及に資する記事の掲載を進めます。 ○特に障がいに対する理解の遅れている、知的障がいや精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいについては、障がいそのものに関する知識の普及・啓発を強化します。 ○障害者差別解消法について、その趣旨である障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供や障がいに対する理解が深まるよう、町民への周知・啓発に努めます。
「障害者週間」の周知	○12月3日から12月9日までの「障害者週間」に障がい者に対する誤解や偏見をなくすため、各種啓発行事の開催を検討します。 ○図書館では障がいに関心をもってもらえるよう関連する書籍を紹介していきます。
啓発イベント	○障がいのあるなしに関わらず、町民誰もが気軽に参加できるイベントを目指し、既存のイベントをより魅力的なものにする形で活性化を進めます。
ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及	○障がいに関するシンボルマークのポスターを、役場をはじめとした町内の公共施設に掲示することや、ヘルプマークをはじめとした障がいに関するシンボルマークの普及を促し、障がいのある人に対する町民の理解を促進します。

(2) 障がい理解のための福祉教育の推進

学校教育や福祉に関わるテーマの学習会などを通じて、障がいへの理解を深めるとともに、福祉の心や実践力の育成を図ります。

主な施策

項目	内容
共に学ぶ教育の推進	○障がいの有無に関わらず、児童・生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。 ○子どもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、学校での福祉教育の充実を図ります。 ○学校における人権教育を進めていく中で、障がい者関連施設への訪問、交流等の方法も取り入れながら、障がい者理解を促していくとともに、人権教育の一環として福祉教育を進めていきます。
障がい等に対する理解を深めるための教育の推進	○障がいの原因となる疾病の予防・早期発見に関する知識を得ることをはじめとして、心身の健康についての関心を深めるための取り組みや、障がいや障がいのある人に対する理解につながるテーマを取り上げ、町民に対する啓発を推進します。

(3) ボランティア活動の活性化

障がいのある人の生活を様々な場面で支援を行うことができる各種ボランティア活動の活性化に努めます。

主な施策

項目	内容
ボランティア活動の啓発	○ボランティア活動に関するパンフレットや「ボランティアだより」等の情報紙を発行します。 ○インターネット等を活用して、ボランティアに関する活動状況や募集情報等の情報発信を行います。
学校教育等によるボランティア意識の醸成	○学校教育、社会教育をはじめとした生涯学習の幅広い分野において、地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援します。 ○キャリア教育の一環として、ボランティアに関する講義や研修、体験学習を取り入れ、児童・生徒のボランティアへの関心を深めるよう推進します。

項目	内容
ボランティア講座等の開設	○参加のための基礎知識を習得する場として、ボランティア養成講座を開催します。
ボランティア活動への支援	○子どもから高齢者、障がい者まですべての世代でボランティア活動が活発に行われるように、ボランティア活動へのコーディネート、ボランティア活動への機材の提供、ボランティア相談等の事業を実施します。 ○ボランティア活動の自主性・自発性・創造性を最大限に尊重しながら、ボランティア保険の加入促進やNPO法人化に関する情報提供等、ボランティア団体等の支援を促進します。
障がいのある人のボランティア活動促進	○ボランティア養成講座への協力等、ボランティアの受入先開拓に努め、障がいのある人のボランティア活動への参加を促進します。

(4) 情報提供の充実

障がいがあっても必要とする情報に簡単にアクセスし、利用することができるよう、それぞれの障がい特性に配慮した情報提供手段の充実を図ります。

主な施策

項目	内容
視覚障がいのある人に対する情報提供の充実	○声の広報、障がいのある人に対する情報提供にあたっては、音声コードや点字、映像による啓発を行う等情報のバリアフリーに努めます。
聴覚障がいのある人の言語としての情報提供の充実	○手話通訳者を相談窓口に設置し、行政機関における意思疎通支援体制の確保に努めます。また、令和3年7月より開始している電話リレーサービスについて、普及・啓発を進めていきます。
広報媒体の検討	○広報紙のほか、ファクス、インターネットやSNS等の媒体を使い、音声や映像による情報提供を進めていきます。
情報の提供	○情報の発信・提供にあたっては、分かりやすい情報の提供を心がけるとともに、自立支援協議会を中心に相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所をはじめ各関係機関が連携し、障がい福祉に係る情報を得ることができるよう体制づくりに努めます。

（５）差別の解消及び権利擁護の推進

誰もが住みやすいまちづくりを実現するため、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定めた障害者差別解消法の広報・啓発活動を推進します。

また、障がいがあっても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

主な施策

項目	内容
差別解消のための取り組み	○障害者差別解消法に基づき、町民や民間事業者への広報等を通して啓発に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組みます。
権利擁護に関する啓発	○障がいのある人の人権を尊重し、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や条約等障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。
日常生活自立支援事業	○判断能力が充分ではない障がいのある人が、地域で安心した生活を送ることができるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業の周知・普及を図ります。
権利保護に対する支援 （成年後見制度利用支援事業）	○障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要とする方の申立手続きを支援します。
虐待防止に関する取り組み	○障害者虐待防止法に係る広報・啓発に努めるとともに、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動を行うなど、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。

2 生活環境

- 障がいのあるなしに関わらず、誰もが安全で快適な生活を送るために、生活環境をデザインするユニバーサルデザイン*の視点を取り入れながら、まちづくりを進めていくことが重要です。このため、建築物、交通機関、トイレ等のバリアフリー化を進め、施設利用の利便性・安全性の向上を図るなど、生活空間全体のバリアフリー化を進めることで、障がいのある人が地域社会において活動の場を広げ、より充実した社会参加や交流を行うことができるように取り組む必要があります。
- 日頃からの防災対策や災害への備えが非常に重要であることから、防災に関する情報発信、配慮を要する方の緊急時の支援体制の整備を進め、災害時に障がいのある人が安全に避難することができるよう、日頃から地域、防災関係・福祉関係機関等との連携を促進し、福祉避難所*の整備や要支援者対策などの防災対策を進める必要があります。
- 防犯上の配慮を要する方の犯罪被害等を防ぐため、平常時から関係機関と連携し、安心安全の確保に必要な情報提供等を図ることが重要です。

(1) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの視点により、安心して利用することができるよう、安全な移動環境と空間の確保に向け、ソフトとハード両面にわたるやさしいまちづくりを推進します。

主な施策

項目	内容
公共施設等の整備	○町の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 ○町有施設の新設の際は、「奈良県福祉のまちづくり条例」等に基づき整備します。 ○既存の町有施設についても、「河合町バリアフリー基本構想」で定めた重点整備地区にあるものを中心に福祉的視点に立った整備・改修に取り組めます。
安全で快適な道づくり	○歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。
公共交通・移動手段の利便性の向上	○障がいのある人が安心してバスを利用することができるように、ノンステップバス等の導入を促進します。 ○障がい者等が安全に鉄道、バスなどの交通機関を利用することができるよう交通機関に対し、リフト付きバスやノンステップバス等の導入、段差の解消、利用しやすいトイレの整備、障がい者に配慮した案内表示の改善などの施設整備の促進を働きかけます。

(2) 移動手段の確保

障がいのある人の社会参加を促進するために、障がい福祉サービスや移送サービス事業の充実に努めます。

主な施策

項目	内容
移動の支援	○障がいのある人の社会参加の促進を図るため、行動援護、同行援護、移動支援事業などの障がい福祉サービスを提供します。
移動困難な人への移送サービス事業の充実	○関係機関、関係団体等と連携し、移動の手法について検討します。 ○すべての町民が安心して暮らすことができるよう、モビリティ*確保が不可欠です。日常交通に必要な移動を安心して利用し、町民が活力ある暮らしを行うことができるよう、町内巡回ワゴン（すな丸号）の運行により移動の利便性の向上を図ります。 ○福祉有償運送事業において、高齢者や障がい者を対象に通院や町内での買い物、金融機関などへの送迎を行います。

(3) 防災・防犯対策の推進

地域の中で、安全かつ安心して日常生活を過ごすことができるよう、平常時より、防犯・防災に関する情報を配信するなどして、災害や犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

また、把握した避難行動要支援者の情報を活用することができるよう、避難支援を行う体制づくりのほか、障がい特性に応じた避難所の運営体制などの課題解決に取り組んでいきます。

主な施策

項目	内容
地域での防災・防犯体制整備	○防災・防犯に関する知識の普及や啓発を行うとともに、自主防災組織やボランティア組織などの支援者との連携による緊急時における安否確認、救助・救出体制を確保します。また、地域住民や関係機関の連携・協力体制を整備し、地域の自主防災・防犯体制の強化に努めます。
障がいのある人に配慮した防災知識の普及・啓発	○緊急時を想定し、障がい者や高齢者などの要配慮者の実態把握に努めるとともに災害弱者の参加・参画による防災訓練、防犯対策等に取り組み、緊急時の迅速な対応を可能にします。また、障がい者等に配慮した防災マップ・防災・防犯ガイドを作成します。

項目	内容
避難行動要支援者の把握と活用	○災害時には移動支援やコミュニケーション支援等、障がい等の状態に応じた支援が求められるため、把握した避難行動要支援者情報を支援活動に活用することができるよう地域での共有化に取り組み、避難行動要支援者の避難先等のあり方について関係各課含め研究を進めます。
災害情報伝達体制の整備	○障がい者や高齢者の災害等の緊急事態に迅速かつ的確に対応するため、通報システムの整備を促進するとともに、情報の入手・発信が困難な視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、情報通信技術の発展に合わせた新しい通信媒体を使った情報提供の方法を検討し、連絡体制の強化を図ります。
災害時の避難所における支援体制の整備	○避難誘導経路等及び緊急時の避難先となる各種の公的な施設及び福祉避難所について、障がい者に配慮した整備を推進することにより災害時等の安全確保対策の向上を図ります。
消費者トラブルの未然防止	○障がいのある人を狙った消費者トラブルについて、被害の未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、相談窓口での相談・支援を行うとともに、必要に応じて成年後見制度や権利擁護事業の利用促進を図ります。 ○障がい者の消費者としての利益の擁護及び増進のため、適切な方法による情報の提供等必要な施策を講じるとともに、町内の事業者に対しても、障がい者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるよう、働きかけていきます。

3

生活支援

- 障がいのある人やその家族等が安心して地域で生活するために、身近なところで相談ができ、適切な支援が受けられる相談支援体制を充実させることが求められており、障がい種別や障がいのある人が置かれている状況に応じて、個々のニーズにあった支援を提供するためには、利用者中心の考え方による相談支援の充実を図るとともに、さらなる利便性向上のための取り組みを進める必要があります。
- 自らの意思に基づき、住み慣れた地域で障がい種別や特性にあった適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができるよう、地域生活を支える福祉サービス等の充実や経済的な基盤への支援が必要です。
- 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の充実により意思疎通を促進することで、障がい者の自立と社会参加を支援する必要があります。
- 障がいのある人の在宅生活や日中活動、移動に関わる支援など、生活の各場面に合わせたサービスの充実を図るほか、より良いサービスが提供されるよう、事業所への客観的な評価をはじめ、関係機関から構成される協議会からの意見を通じ、福祉サービスの質の向上に取り組む必要があります。
- 医療の発展や長寿化により、障がいの重度化・障がい者や介護者の高齢化が進む中、障がいのある人が「親亡き後」も地域で安心して心豊かに暮らすことができる環境の実現に向け、グループホームの整備推進のほか、入所等から地域生活への移行や地域生活の継続支援といった課題に対応したサービスの提供体制の構築に取り組む必要があります。

(1) 相談体制の充実

障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関との連携のもと、課題解決に向けた適切なサービスにつなぐことができるよう、地域における相談支援体制の充実を図ります。

主な施策

項目	内容
相談機関等の連携	○民生委員・児童委員、一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、保健センター、中和保健所、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター等の他機関との連携を密にして、障がいのある一人一人に最も適切な情報やサービスを提供するよう努めます。
相談体制の整備	○相談や電話・ファクスを使用した相談等、障がいの種別に関わらず気軽に相談することができる体制を整備します。

項目	内容
総合的な相談	○身体障がい者に対し、障がい福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、介護者の相談、情報の提供等を総合的に行います。 ○知的障がい者に対し、ライフステージに応じた地域での生活を支援するため、療育、相談体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービスの提供、調整等を行います。 ○精神障がい者に対し、日常生活支援、相談、地域交流等を通して、その自立と生きがいを高めます。 ○子育て世代包括支援センターでは、子どもの健全な育成を促進し、子育てに関する不安等の軽減を図るため、情報提供や相談等の子育て支援の充実を図るとともに、発達に心配又は心身に障がいのある子どもに対し、発達支援や保護者への支援を行います。 ○障がい者や家族が必要とするサービスの情報を的確に提供し、利用者が主体的に選択することができるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ○相談支援事業所との連携を図り、機能強化を図っていきます。 ○サービス提供にあたる人材の育成等を行い、相談支援体制の強化を図ります。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい福祉サービスを適切に提供するとともに、サービスの質の向上を目指します。

主な施策

項目	内容
在宅生活支援の充実	○障がい者及び難病患者等*に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の在宅サービスの充実を図ります。なお、介護保険対象者は原則として介護保険制度で対応します。 ○利用者のニーズに応じて、ホームヘルプサービスを実施します。 ○障害者総合支援法による障がい福祉サービスは、障がいのある人の自立と社会参加支援を目指したものであること、介護保険制度は介護予防・自立支援の強化を目指したものであることを考慮して、両制度の適正なサービスの提供を行います。
福祉用具等に関するサービスの充実	○障がい福祉サービスと介護サービスの運用上の違いに留意し、難病患者等を含め身体状況に合った補装具の交付、生活環境の改善につながる日常生活用具の給付の適切な提供に努めます。

項目	内容
精神障がい者福祉の充実	○精神障害者保健福祉手帳所持者に対する福祉制度については、現状把握に努め、支援方策の検討を行うとともに、身体障害者手帳や療育手帳所持者への福祉制度等との整合性を図りつつ、国、県や関係機関への働きかけ等を行い、制度の充実を図ります。
移動支援事業	○屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
地域活動支援センター事業	○障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

(3) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

手話通訳者*や要約筆記者*の派遣、視覚障がい者への音声による表現、点字への翻訳など、障がいのあるなしに関わらず、だれもがバリアを感じることなくコミュニケーションを図ることができるよう体制整備に努めます。

主な施策

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	○聴覚及び言語障がいのある人のコミュニケーション手段の確保のため、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実に努めます。 ○手話奉仕員養成講座を実施し、日常生活程度の手話の習得を目指すとともに、障がい理解の促進に努めます。
意思疎通支援の充実	○情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。
手話の普及・啓発	○手話を必要とするものの地域生活の充実を目指します。 ○手話通訳者を窓口に設置し、手話を日常的に使用し、相談することができるよう環境整備に努めます。

4 教育・育成

- 障がいのある子どもが、それぞれのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携のもと、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもの健やかな育成を支援することが求められています。
- 障がいのある子どもについては、生き生きと成長する土台として、障がい特性に基づいた支援が必要となります。また、子どもが在籍する保育所・認定こども園・学校等において、一人ひとりの特性が理解され、適切な支援を受けながら、仲間と一緒に成長していくインクルーシブ（包括的）な支援の推進が求められています。支援には、地域の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所との連携が重要です。
- 学校教育だけでなく、放課後や夏休み等の長期休暇中における、障がいのある子どもの居場所づくりを進めていく必要があります。

（１）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもに対し、その成長過程に応じた良質かつ適切なサービスを提供するため、療育・保育・教育に関わる施設の受け入れ体制を整備するとともに、地域社会全体での継続的な支援につなげていきます。

主な施策

項目	内容
障がい児等の発達支援の推進	○１歳６か月児健康診査、３歳６か月児健康診査や事後相談等を通じて、発達が気になる子どもを対象に、臨床心理士等による発達相談を行っています。発達支援が必要な子どもの早期発見と療育を行います。 ○療育サービスの提供にあたっては、子どもの成長段階に応じた適切な支援を受けることができるように、子育て世代包括支援センター、保育所・認定こども園、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等、地域の関係機関と定期的な会議を実施し、情報提供を行います。 ○早期に発見された障がいのある子ども及び障がいを持つ可能性がある乳幼児について、保護者の不安を軽減するため相談に応じるとともに、地域での療育訓練のニーズの高まりに合わせて、療育体制の整備に関する広域的な検討を進めます。

項目	内容
障がい児保育・教育の充実	○障がいや発達心配のあるなしに関わらず、ともに学び、育ち合うことにより、人と関わる楽しさや思いやりを育みます。 ○障がいや発達に心配のある子どもの健全な社会性の発達を促進するため、保育所・認定子ども園等を利用する障がい児に対して障がい福祉サービスを活用し、施設のスタッフや保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援等の充実を図ります。 ○可能性を最大限に伸ばし、自立して生活していくことができるよう職員の資質・指導力の向上、指導内容・方法等の改善・充実に努め、就学前から障がいの程度等に応じた多様できめ細かな教育・保育に取り組めます。
児童発達支援の充実	○障がいや発達に心配のある子どもに対して、基本的な生活習慣を養うことをはじめ、遊びや運動、個別指導を通じて自立した生活に必要な知識や技能の習得を目指した療育の充実を図ります。
医療的ケアが必要な障がい児への支援	○新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うために、体制整備に努めます。

（２）学校教育・放課後対策の充実

すべての子どもたちが、その持てる力を高め、一人ひとりの能力・特性等を最大限に伸長することができるよう、インクルーシブ教育を推進していきます。

また、放課後において、障がいのある児童の受け入れを増やし、障がいのある児童の放課後活動の場を確保・拡大するとともに、放課後等デイサービスの拡充や、提供されるサービスの質の向上に努めます。

主な施策

項目	内容
教育支援の充実	○早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え、専門機関及び行政組織間の連携のもと、児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ります。そのために、障がいのある児童・生徒一人一人の状況を把握するとともに、より多くの情報を保護者に提供することを通して、適切な就学支援及び継続した支援を行います。

項目	内容
特別支援教育の推進	○保健福祉関係部門や関係機関、保護者等との十分な連携のもと、障がいのある子どもの障がいの種別・程度等に応じた適切な就学先の決定を行うとともに、入学後の一貫した教育支援の充実を図ります。また、特別支援教育の理念の実現のため、教職員の指導力の向上を図る研修や、様々な障がいに対する適切な対応など、専門性の向上を図るための取り組みを進めます。
施設・設備のバリアフリー化	○障がいのある児童・生徒の利用を前提とした、学校施設設備の改善を進めます。
放課後等デイサービスの充実	○障がいのある児童の放課後の居場所づくりを行い、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある児童の自立を促進する放課後等デイサービスの充実を図ります。
放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	○多様な家庭の状況に応じた放課後保育を進めるとともに、障がいのある子どもが学年を超えて仲間づくりをしていけるよう指導員の資質の向上、専門性の充実などに努めます。

5

雇用・就労

- 令和5年度は民間企業での障がい者の法定雇用率*は2.3%とされていますが、令和6年4月より2.5%、令和8年7月より2.7%へ段階的に引き上げられます。企業ニーズだけではなく、障がいのある人それぞれが希望を叶え、個々の力を発揮して活躍することができる働きやすい社会の実現が求められています。
- 法定の障がい福祉サービスの活用や関係機関の取り組みの積極的な周知、障害者就業・生活支援センターによる継続的な支援などにより、障がいのある人の一般就労*への移行促進、就労機会の拡充、就労定着を図る必要があります。
- 障がいのある人の就労には職場の理解が不可欠であることから、障がい理解や合理的配慮に関する企業への周知・啓発に取り組む関係機関と連携のうえ、障がいのある人の雇用・就労を促進することが重要です。

(1) 就労支援体制の構築

就労意欲のある障がい者を支援するため、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等の障がい福祉サービスの適切なサービス提供に努めます。

主な施策

項目	内容
就労支援体制の構築	○就職準備支援として、公共職業安定所と連携し、就労に向けた情報提供をはじめ、適切な支援を行います。
連絡調整	○個別の支援調整が必要な人について、関係機関の連携のもと、支援内容の検討や調整、情報交換を行うとともに、障がいのある人の就労支援に関連した支援を行うため、必要に応じて連絡調整を行います。
福祉的就労等から一般就労への移行促進	○事業者及び障がい福祉サービス事業所等と協力し、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型やB型事業所に通所している福祉的就労者のうち一般就労が可能な人について、企業等への就労を促進します。

（２）福祉的就労の充実

一般就労が困難な障がい者について、地域において働きながら生活していけるよう、福祉的就労の場の確保に努めます。

主な施策

項目	内容
就労継続への支援	○一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を、広域的な連携のもと計画的に事業展開を図れるよう努めます。
福祉的就労の安定・拡大	○就労による社会参加の機会を必要としている障がい者への福祉的就労の安定・拡大を図るため、福祉作業所や地域活動支援センター等への転換を支援します。
就労支援体制の強化	○地域の学校、養護学校、福祉・保健等の関係機関等の連携により、障がい者の適性と能力に応じた多様な福祉的就労機会が確保されるよう努めます。

6 保健・医療

- 発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。子どもたちの健やかな成長を支えるためには、乳幼児から学校卒業後まで、地域においてライフステージを通じ、効果的で一貫した支援を行うことや、母子保健、子育て支援、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して支援を進めていくことが重要です。
- 障がいのあるなしに関わらず、日々の生活の質を高めていくには、健康に対する意識の向上や生活習慣病の予防・改善に取り組み、気軽に相談及び受診することができるよう、保健・医療体制の充実を図ることが必要です。
- 医療福祉の多職種連携を進めるとともに、地域の医療機関と連携しながら、障がいの一つの要因となる疾病の予防や早期発見に関する保健サービスや障がいのある人の健康維持のための医療サービス等の充実を図る必要があります。

(1) 障がいの早期発見・早期療育体制の充実

乳幼児健康診査などの健診、子どもの発達相談などの相談活動の充実を図るとともに、特に近年増加の傾向がみられる発達障がいなど、配慮を必要とする子どもやその家庭に対し、早期からの支援を進めます。

主な施策

項目	内容
妊婦健康診査の充実	○安全な分娩を目的とする妊婦健康診査を充実します。
乳幼児健康診査の充実	○疾病・障がい等を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査をより一層充実します。
訪問指導の充実	○不安の強い妊産婦や発育・発達に遅れの疑いのある乳幼児等を対象に実施している訪問指導は、対象者の把握や個々への対応ができる体制の確保と、それぞれに合った具体的な援助ができることを目指します。
相談事業の充実	○乳幼児相談、育児電話相談、幼児健診事後相談を実施していますが、心身の健康の相談等、各種相談に対応することができるよう相談指導体制の充実を図ります。 ○幼児健診事後相談は、子育て世代包括支援センター、保育所等と連携し、個々の状態に応じた発達支援の充実を図ります。
疾病の予防	○生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。 ○障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。

項目	内容
早期発見・適切な対応	○障がいに対する理解不足によって起こる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。

(2) 保健・医療サービスの充実

障がいのある人もない人も、ライフステージに応じた健康の維持・増進を図るため、障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見・早期対応など、保健サービスの充実を進めます。

また、障害者総合支援法に基づく自立支援医療や療養介護医療費の支給、その他の各種医療費助成を通じて、障がいのある人の医療費の負担軽減を図ります。

主な施策

項目	内容
障がいのある人への診療体制の充実	○障がいのある人が医療を受けられるよう北葛城地区医師会や北葛城地区歯科医師会等との連携を進めます。 ○中和保健所・奈良県精神保健福祉センター等の関係機関と連携し、広域的な協力のもと、夜間・休日等における精神科救急医療に関する情報提供の充実を図ります。
総合的な支援体制の確保	○重症心身障がい児・者等の支援にあたっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。
行動障がいのある人に対する支援	○在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。
医療費の助成	○障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。 ○障がい者が医療を適切に安心して受けられるよう、自立支援医療制度などの説明や周知に努めます。
二次障がいの予防	○一次障がい（既存の障がい）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障がい）を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。

(3) 健康の保持・増進

障がいの原因となる生活習慣病の予防などのため、相談や健診など予防活動の充実を図ります。

主な施策

項目	内容
健康診査及び予防接種事業の充実	○がん検診、一般健診、肝炎検診、歯科検診等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実と診査結果に基づく指導を充実していきます。 ○感染症予防のため、定期予防接種の勧奨に努めます。
健康教室・健康相談の充実	○生活習慣病の予防や健康増進等をテーマとする健康教室を充実していきます。 ○生活習慣病の予防等についての健康相談を充実していきます。 ○食生活推進研究会委員等の健康づくり組織と連携し、健康に関する学習機会の充実を図り、健康づくりを展開します。
生活習慣改善指導の充実	○健康診査等の周知により受診率の向上を図るとともに、健診後の指導体制の充実に努めます。また、脳卒中などの障がい起因疾患の発生を予防するため、健康教室、健康相談等で生活習慣の改善指導に努めます。
訪問指導の推進	○40歳～64歳までの人で、心身の状況や置かれている環境等に照らして、療養上の指導が必要な人に、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行います。

(4) 精神保健福祉の推進

障がい特性や精神保健福祉の相談にも対応した、より専門的な相談をすることができるよう、相談体制の充実を図ります。

主な施策

項目	内容
高次脳機能障がいへの対応	○高次脳機能障がいの相談があった場合、高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、専門相談への対応を図ります。
発達障がいへの対応	○発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。
精神保健相談の充実	○精神障がい者や精神保健に課題を持つものに対して、福祉、母子保健、医療、介護等担当課と連携し、包括的な相談支援体制の整備に努めます。

項目	内容
こころの相談の充実	○本人・家族からの精神疾患等に関する相談を受け、相談者の抱える問題を整理し、適切な情報提供を行うなど、関係機関と連携した総合的な相談体制の充実を図ります。 ○心の健康づくり、精神障がい専門の窓口や医療機関等についての情報提供、社会復帰や日常生活支援などについての相談や援助について、相談支援事業所とも連携を図り、機能強化を図っていきます。
自殺予防への対策	○自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業やこころのお悩み相談等、専門職による相談窓口の設置などの取り組みを推進します。



7 生涯学習・スポーツ・文化活動

- 障がいのあるなしに関わらず、地域の様々な活動に参加することで生活が充実し、その人にとっての地域における居場所の創出にもつながります。また、レクリエーション等を通じた交流は、障がい理解の促進につながります。
- 障がいのある人の地域における社会参加を充実させていくために、障がい特性や心身の状態、希望に応じた多様な余暇活動等の場や機会の創出に取り組む必要があります。

(1) 生涯学習活動の推進

障がいのある人の社会参加を促進するために、生涯学習の機会を提供し、豊かな日常生活を支援します。

主な施策

項目	内容
生涯学習活動の推進	○障がいのある人もない人も、ともに生きがいのある日常生活を過ごすための機会として、生涯学習に関する講座等を受講しやすい体制を整備します。

(2) スポーツ・レクリエーションの推進

障がいのある人でも参加・利用できるメニューの拡充を図り、障がいがある人も気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる環境づくりに努めます。

主な施策

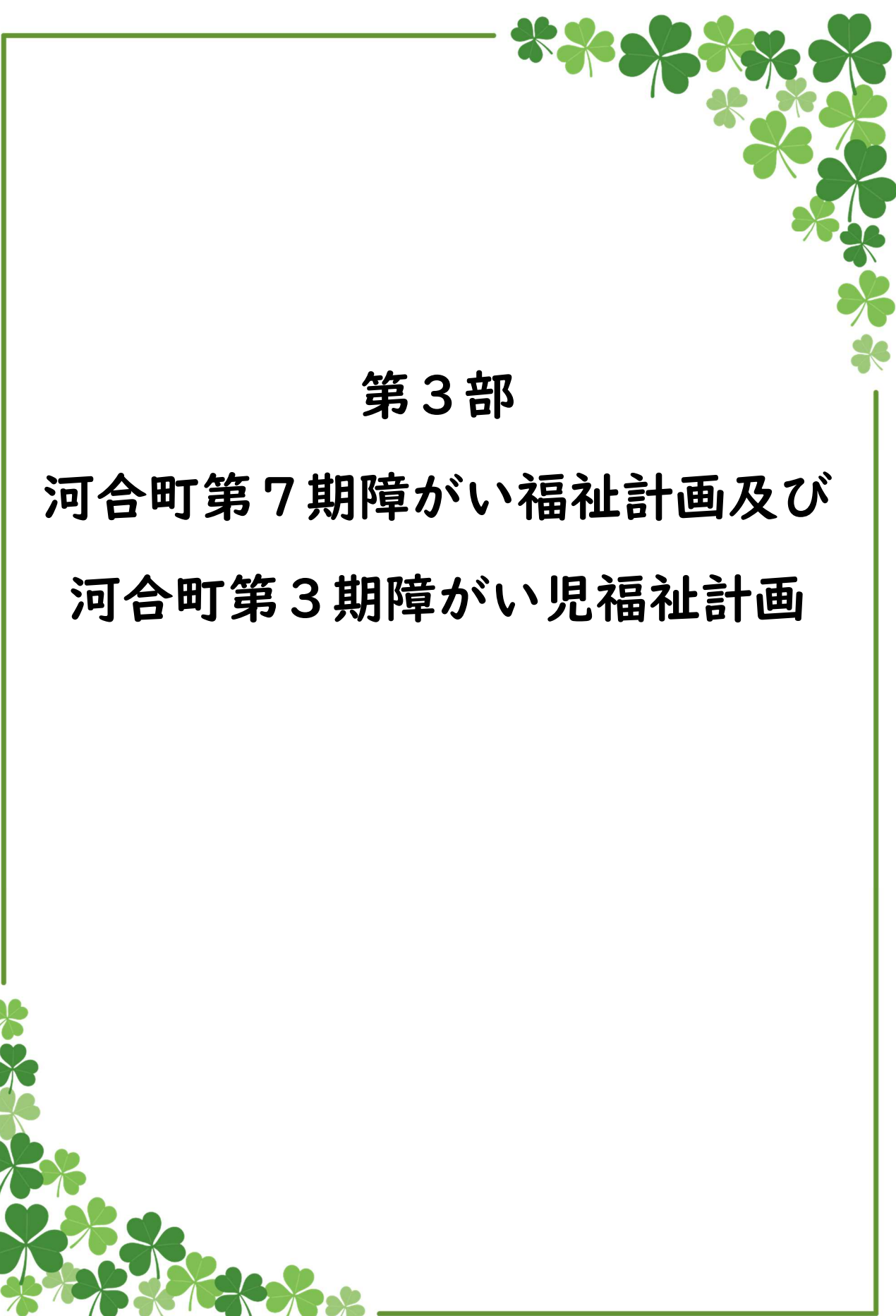
項目	内容
社会資源の整備	○研修会への派遣や講習会の開催などを通じて、障がい者の軽スポーツ指導員の育成と指導技術の向上を図ります。 ○障がい者が気軽にスポーツ活動に参加することができるよう、指導員の育成と合わせてスポーツ活動を共に楽しみ、活動の支えとなるボランティア人材の育成に努めます。
スポーツやレクリエーションの拡充	○障がいのあるなしに関わらず、参加可能な軽スポーツやパラスポーツなどの障がい者スポーツ情報の提供、活動の紹介などを行います。

（３）文化活動の推進

障がいのある人でも参加・利用できる制度の充実を図り、気軽に文化活動に親しめる環境づくりに努めます。

主な施策

項目	内容
文化活動の推進	○町が主催もしくは後援する芸術・作品展などへの参加の要請、情報提供などを行うとともに、文化・レクリエーション活動の指導者、活動参加の際に支援する手話通訳者や介助者、ボランティアなど支援者の育成・確保に努めます。
文化芸術施設の活用促進	○障がい者の利用に配慮した文化・レクリエーション施策の整備や行事の開催にあたって障がい者の利用、参加に配慮するなど活用の促進に努めます。



第 3 部

河合町第 7 期障がい福祉計画及び 河合町第 3 期障がい児福祉計画



第 1 章 河合町第 7 期障がい福祉計画



数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針（第 6 期）】

○施設入所者の地域移行：令和元年度末時点の入所者の 6 %以上を地域生活へ移行

○施設入所者数の削減：令和元年度末時点の施設入所者の 1.6 %を削減

項目		実績値	目標値	考え方
A	令和元年度末時点の福祉施設の入所者	17 人	17 人	令和元年度末時点の福祉施設入所者数
B	A のうち、令和 5 年度までの地域生活への移行者	1 人	2 人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C	令和 5 年度末時点の福祉施設の入所者	16 人	16 人	令和 5 年度末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	5.9%	11.7%	B / A
E	入所者数削減率	5.9%	5.9%	(A - C) / A

(成果目標の達成状況)

○令和 4 年度末現在、地域移行支援を利用した人は 1 名（移行割合は 5.9%）となっています。

○第 6 期計画の目標は 2 名となっており、目標が未達となっています。

○令和 5 年度末までに施設からグループホームへ移行した方が 1 名います。その他に施設移行ではない退所が 1 名、新しく入所した方が 1 名いました。

○施設入所者の目標値は入退所の増減を加味して 1 名減の 16 名としており、令和 6 年 3 月末時点で実績値が 16 名となり目標値が達成されました。

【国の基本指針（第 7 期）】

○施設入所者の地域移行：令和 8 年度末までに、令和 4 年度末施設入所者数の 6 %以上

○施設入所者数の削減：令和 8 年度末までに、令和 4 年度末の 5 %以上削減

項目		実績値	目標値	考え方
A	令和 4 年度末時点の福祉施設の入所者	16 人	—	令和 4 年度末時点の福祉施設入所者数
B	A のうち、令和 8 年度までの地域生活への移行者	—	1 人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C	令和 8 年度末時点の福祉施設の入所者	—	15 人	令和 8 年度末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	—	6.25%	B / A
E	入所者数削減率	—	6.25%	(A - C) / A



確保のための方策

地域移行を進めていくには、地域で生活する場所（例えばグループホーム等）の確保が必要となります。地域に移行するためには、本人の意思はもちろんのこと本人を支える家族の理解・協力が必要です。今後も本人や家族の意向に寄り添いながら、地域生活へ移行するための準備や、各種相談といったサービス提供（地域移行支援）の体制を整えていきます。

また、地域生活への移行には、受け止める側の地域社会の理解が欠かせないものであることから、障がい者の理解促進・啓発を行っていきます。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針（第６期）】

○市町村または圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目		実績	実績	実績見込み	目標
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和５年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	１回	４回	４回	年１回以上 （圏域で実施）
	関係者参加人数	８人	１２人	１２人	１２人
	年間目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回	年１回以上 （圏域で実施）
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		０人	０人	１人	１人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		０人	０人	１人	１人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		２人	２人	２人	５人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		０人	０人	１人	１人

（成果目標の達成状況）

○西和７町障害者等支援協議会で保健・医療・福祉関係者が参画する「くらし部会」を設置し、地域移行で課題となっている地域移行後の住まいの問題について、県が主催する研修などに参加しました。また、保健所や医療関係者、当事者団体などが集まり、精神障がい者に対する今後の支援体制について協議しました。

【国の基本指針（第７期）】

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障がい者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定すること

項目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	年２回以上 （圏域で実施）	年２回以上 （圏域で実施）	年２回以上 （圏域で実施）
	関係者参加人数	１２人以上	１２人以上	１２人以上
	年間目標設定及び評価の実施回数	年１回以上 （圏域で実施）	年１回以上 （圏域で実施）	年１回以上 （圏域で実施）



確保のための方策

西和7町圏域で、精神障がい（発達障がい含む）に対応した地域包括ケアシステムを構築し、各関係者が集まり、保健、医療、介護、障がい福祉関係者による協議の場を年2回以上開催し、入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるネットワーク体制の確保について協議を進めていきます。

また、協議の場で様々な事例検討や意見交換を行い関係機関とのネットワーク体制の強化に努めます。

（３）地域生活支援の充実

【国の基本指針（第6期）】

○令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため年4回以上運用状況を検証、検討すること

項目	実績	実績	実績見込み	目標
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備箇所数	未整備	未整備	未整備	1か所

（成果目標の達成状況）

○「緊急時の受け入れ先の確保」と「一人暮らしの体験の機会の場の提供」を優先事項として、西和7町で検討してきましたが、協力事業者の確保には至らず、未整備となりました。

【国の基本指針（第7期）】

○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること

○令和8年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備箇所数		1か所以上	1か所以上	1か所以上
コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築	構築	年1回以上	年1回以上	年1回以上
	コーディネーターの配置人数	体制の構築	体制の構築	体制の構築
機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施		1か所以上	1か所以上	1か所以上



確保のための方策

本町では、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所と連携・協力し、ネットワークの体制強化に努めながら、緊急時の受け入れ体制事業等の早期整備に向けて取り組みます。

また、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年1回以上行います。

さらに、強度行動障がいについても、西和7町障害者等支援協議会の中で検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針（第6期）】

- 令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成する。そのうち、就労移行支援から一般就労への移行については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成する。
- 就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労への移行については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、令和5年度までに、就労継続支援A型からは令和元年度移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型からは概ね1.23倍以上を目指す。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

項目	実績	実績	実績見込み	目標
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末
福祉施設から一般就労への移行	0人	0人	1人	2人
就労移行支援事業利用者数の増加	2人	0人	1人	6人
就労継続支援Aから一般就労への移行	0人	0人	1人	2人
就労継続支援Bから一般就労への移行	0人	0人	1人	2人
就労定着支援事業利用	4人	4人	4人	—

(成果目標の達成状況)

- 福祉施設から一般就労へ移行後の就労定着支援を4名が利用しました。
- 福祉施設から一般就労へ移行された方は少なく、目標値を達成できませんでした。

【国の基本指針（第7期）】

- 一般就労への移行者数：令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：令和8年度中に就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上
- 令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

項目	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
一般就労への移行者数	3人	3人	3人
うち就労移行支援事業利用者	1人	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	1人	1人	1人
うち就労継続支援B型利用者	1人	1人	1人
就労定着支援事業の利用者数	5人	5人	5人



確保のための方策

障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等における相互の連携強化を図り、障がいのある人の就労支援・定着支援に取り組みます。

（5）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針（第6期）】

- 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する。

項目	実績	実績	実績見込み	目標
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末
相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制	実施	実施	実施	充実・強化
相談支援事業所への訪問等による指導・助言	2回	1回	1回	年1回
相談支援事業者の人材育成	2回	0回	0回	年2回
相談機関との連携強化の取り組みと実施回数	2回	1回	1回	年2回

（成果目標の達成状況）

- 西和7町圏域において、委託事業所と協働し、「相談支援事業所への訪問等による指導・助言」、「情報の共有の場の確保」など、相談支援事業の体制の強化・連携強化に努めました。

【国の基本指針（第7期）】

- 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

項目	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	圏域で実施	圏域で実施	圏域で実施



確保のための方策

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な支援を行えるように、相談支援事業所の周知を行い、利用促進を図るとともに、相談支援事業所又は相談支援事業所同士の連携を密にして情報を共有するなど、相談支援体制の強化を図ります。

（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の基本指針（第6期）】

- 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

項目		実績	実績	実績見込み	目標
		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数		1人	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有無	有	有	有	有
	実施回数	4回	4回	4回	4回

（成果目標の達成状況）

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に町職員が参加しました。

【国の基本指針（第7期）】

- 令和8年度末までに、各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

項目	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議	年4回以上 （圏域）	年4回以上 （圏域）	年4回以上 （圏域）
都道府県が実施する研修への町職員の参加	6人/年	6人/年	6人/年



確保のための方策

障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、個々の障がいに応じて、障がい福祉サービスの質的向上を図りながら、障がいの種別や程度に応じて適切な提供を図ります。

2

障がい福祉サービス等の実績と見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	障がいのある人の家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を要する人（区分4以上）に対して、家庭にヘルパーを派遣し介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常時介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高く、意思疎通が著しく困難な人（区分6）に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者	人/月	39	43	39	41	42	44
	総利用時間	時間/月	670	650	730	730	730	730
重度訪問介護	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	総利用時間	時間/月	0	0	0	60	60	60
同行援護	実利用者	人/月	1	1	1	1	1	1
	総利用時間	時間/月	7	6	10	9	11	14
行動援護	実利用者	人/月	8	8	8	9	11	14
	総利用時間	時間/月	165	260	261	319	390	477
重度障害者等包括支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○現在の事業所に継続して事業を展開してもらうことで、今後もサービス提供体制の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分*3以上(50歳以上は区分が2以上)のある人に対して、主として日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のために一定期間の必要な訓練等を行うサービス。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう生活能力の維持・向上のために一定期間の必要な訓練等を行うサービス。
就労選択支援	就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障がい福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択することができるようサポートを行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人を対象に、一定期間就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による生産活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な就労経験のある障がい者に対して、生産機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	就労移行支援を利用し一般就労へ移行した障がい者が、職場に定着ができるよう支援するサービス。就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題の解決に対応するため、事業所・家族・関係機関との連絡調整等の支援を一定期間実施します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、①障害支援区分6で気管切開の伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者や又は重症心身障がいのある人に対して、主に昼間に医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養等の理由により、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者	人/月	61	61	61	62	64	67
	延利用者数	人日/月	1,166	1,166	1,166	1,170	1,175	1,181
自立訓練 (機能訓練)	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	延利用者数	人日/月	0	0	0	24	24	24
自立訓練 (生活訓練)	実利用者	人/月	2	2	2	2	2	2
	延利用者数	人日/月	39	39	39	39	39	39
就労選択支援	実利用者	人/月	令和7年10月より開始予定				0	0
	延利用者数	人日/月					0	0
就労移行支援	実利用者	人/月	2	0	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	6	0	1	1	1	1
就労継続支援 A型	実利用者	人/月	22	22	20	22	23	25
	延利用者数	人日/月	291	350	346	341	354	368
就労継続支援 B型	実利用者	人/月	31	37	32	34	35	37
	延利用者数	人日/月	377	435	494	489	485	482
就労定着支援	実利用者	人/月	4	4	4	5	5	5
療養介護	実利用者	人/月	2	1	1	2	2	2
短期入所 (福祉型)	実利用者	人/月	15	19	16	17	18	20
	延利用者数	人日/月	93	68	64	94	92	97
短期入所 (医療型)	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

- 日中活動系サービスは、常に介護を必要とする人に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供していきます。
- 一般就労への移行については、就労定着支援を活用してもらうよう関係者と連携するとともに、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業所に指導、監査及び研修等を受ける機会を設け、事業者の運営の適正化に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	自立訓練や就労移行支援を受けている人や生活介護を受けている障害支援区分4以上(50歳以上は3)の人等を対象として、主に夜間において、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、1年間定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行うサービス。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者	人/月	22	27	29	29	29	29
施設入所支援	実利用者	人/月	18	16	16	15	15	15
自立生活援助	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

- 福祉施設入所者の地域生活への移行にあたっては、高齢化や障がいの重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。
- 自宅で自立した生活を希望される障がい者については、自立生活援助を利用することで地域への移行をしやすい環境を整えていきます。
- 共同生活援助においては、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活援助における身体・精神の状態の安定が期待される施設であり、現在、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されており今後も需要が高まると想定されるため、幅広い事業所の参入を促進していきます。
- 施設の設置に際して誤解や偏見等が生じないよう日頃から障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民に対しての啓発を図っていきます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を勧案し支給決定を行います。また支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が少なくとも1回はモニタリング*を行いサービスが適当か検討します。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居家で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者	人/月	115	112	92	102	114	128
地域移行支援	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○障がい福祉サービスを実施している事業者だけでなく、介護保険のケアプラン事業所に対しても積極的に特定相談支援事業の指定を受けるよう促し、相談支援の担い手の確保に努めます。

3

地域生活支援事業の実績と見込量

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレット等の配布）を行います。

②自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート活動等）に対して支援を行います。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有



確保のための方策

○毎年、障害者全体会を開催するなどして啓発に努めています。今後も理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、西和7町障害者等支援協議会と協力しながら、継続して取り組みます。

③相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい児の保護者、又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の援助を行うものです。

現在、地域生活支援事業*における委託相談支援事業所を2か所整備しています。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者・障がい児 相談支援事業	実施箇所	か所	3	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無		無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無		無	無	無	無	無	無



確保のための方策

○一般相談は年々増加しており、特に精神障がいの方の相談が増えています。また、内容も多様化・複雑化しており対応が非常に難しくなっています。また、障がいのある子どもの親が高年齢化しており、親なき後を見据えた対応が必要となっています。そのため、他分野と連携をしながら体制を整備していきます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村では成年後見等の権利擁護に係る地域連携ネットワークづくりや、ネットワーク機能を効果的に発揮するための機能を果たす、中核機関の整備に努めることとされています。

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用者支援事業	利用者の有無	無	無	有	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無



確保のための方策

- 成年後見等が利用しやすい環境の整備に向けて西和7町で検討・協議していきます。
- 成年後見等の権利擁護支援が必要な方が、早期の段階から相談でき、必要な制度を利用することができるよう地域においてネットワークの推進に取り組み、周知していきます。

⑤意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、平衡機能、音声機能又は言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通を図る事業です。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者要約 筆記者派遣事業	派遣件数	件	82	83	84	83	83	83
手話通訳者 設置事業	設置者数	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員 養成講座	講座修了者数	人	8	14	10	10	10	10

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

- 手話通訳者設置事業については現在、月2回、窓口に設置していますが、今後については相談内容や利用状況等を見ながら、必要な際には設置回数等を増やすなどの対応を検討していきます。
- 「河合町手話言語条例」に基づき施策を推進し、手話への理解、聴覚障がい者の立場への理解をさらに進めていきます。
- 手話奉仕員養成講座については、講座修了後、地域の奉仕員として手話を活用できる機会の場の提供を検討していきます。

⑥日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業は、障がい者に対し介護支援用具、自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具等を給付するものです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数	件	3	1	1	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	件	5	0	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	件	1	1	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	件	2	1	1	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数	件	456	488	522	512	537	564
居宅生活動作補助用具	給付件数	件	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○日常生活用具が必要な方が利用することができるよう予算の確保に努めます。

⑦移動支援事業

移動支援事業は、障がい者等が地域生活をするうえで、外出等をする際に移動が困難であるため、外出のための支援を行うことにより、自立支援と社会参加の促進を目指すものです。

⑧地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型は、日常の生活支援、創作活動、交流活動等を実施し、様々な相談に応じ、支援や助言を行うものです。

地域活動支援センターⅡ型は、センターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。

地域活動支援センターⅢ型は、雇用されることが困難な在宅の心身障がい者が、自立に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促すものです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	人	40	41	46	44	46	49
	利用時間数	時間/年	6,285	5,773	6,361	6,142	6,185	6,410
地域活動支援センター（町内）	事業所数	か所	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター（他市町村）	事業所数	か所	4	3	2	4	4	4
	実利用者数	人/年	10	7	3	6	6	6

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○サービスを必要とする方が利用することができるよう予算の確保に努めます

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、在宅で一時的に介護が困難な障がい者に対し、日帰りのショートステイを行うサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施箇所数	か所	2	4	4	4	4	4
	実利用者数	人/年	2	4	4	4	4	4

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○利用者が必要な際にサービスを利用することができるよう、サービス提供事業者の体制の充実と情報提供の充実を図ります。

②福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に対して居室その他の整備の提供を行い、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の社会生活を営むために必要な支援及び自立した生活の促進を図るサービスです。

サービス名	単位		第6期 実績			第7期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

○利用者が必要な際に利用することができるよう、情報提供の充実を図ります。



第2章 河合町第3期障がい児福祉計画



数値目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針（第2期）】

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域において1カ所以上設置する。
- 令和5年度末までに、各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を整備する。
- 令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は圏域に1カ所以上設置する
- 令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置と、医療的ケア児等の関するコーディネーターを設置する。

項目	実績	実績	実績見込み	目標
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和5年度末
児童発達支援センターの整備数	未整備	未整備	未整備	圏域で1カ所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	構築	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	未整備	未整備	未整備	圏域で1カ所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	取り組みなし	取り組みなし	取り組みなし	年1回以上検討会開催
医療的ケア児に関するコーディネーターの設置	配置	配置	配置	圏域で配置

(成果目標の達成状況)

- 児童発達支援センターの設置については、西和7町が共同で1カ所設置するとなっており、協議を重ねましたが圏域での設置はできませんでした。
- 保育所等訪問支援については、西和圏域で実施している事業者があり、各施設でサービスを利用しています。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備は、児童発達支援センター設置に向けたワーキングチームの中で協議しました。今後も引き続き協議していきます。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置についても対象者がいないため、設置しておりません。今後、対象となる方が分かったときには、協議の場を設置するよう、関係機関と協働し、年1回以上の検討会を行うことを目標とします。

【国の基本指針（第3期）】

○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上

○全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村又は圏域に1か所以上

項目	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	圏域で1か所以上	圏域で1か所以上	圏域で1か所以上
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	圏域で構築	圏域で構築	圏域で構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	圏域で確保	圏域で確保	圏域で確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	圏域で確保	圏域で確保	圏域で確保
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障がい福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	圏域で設置	圏域で設置	圏域で設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	圏域で1人以上	圏域で1人以上	圏域で1人以上



確保のための方策

近隣市町村、事業所及び保健、医療、障がい福祉、保育、療育等の関係機関とも連携し、整備に向けて検討します。

2

障がい児支援サービスの実績と見込み

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。
障がい児相談支援	障がい児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障がい児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

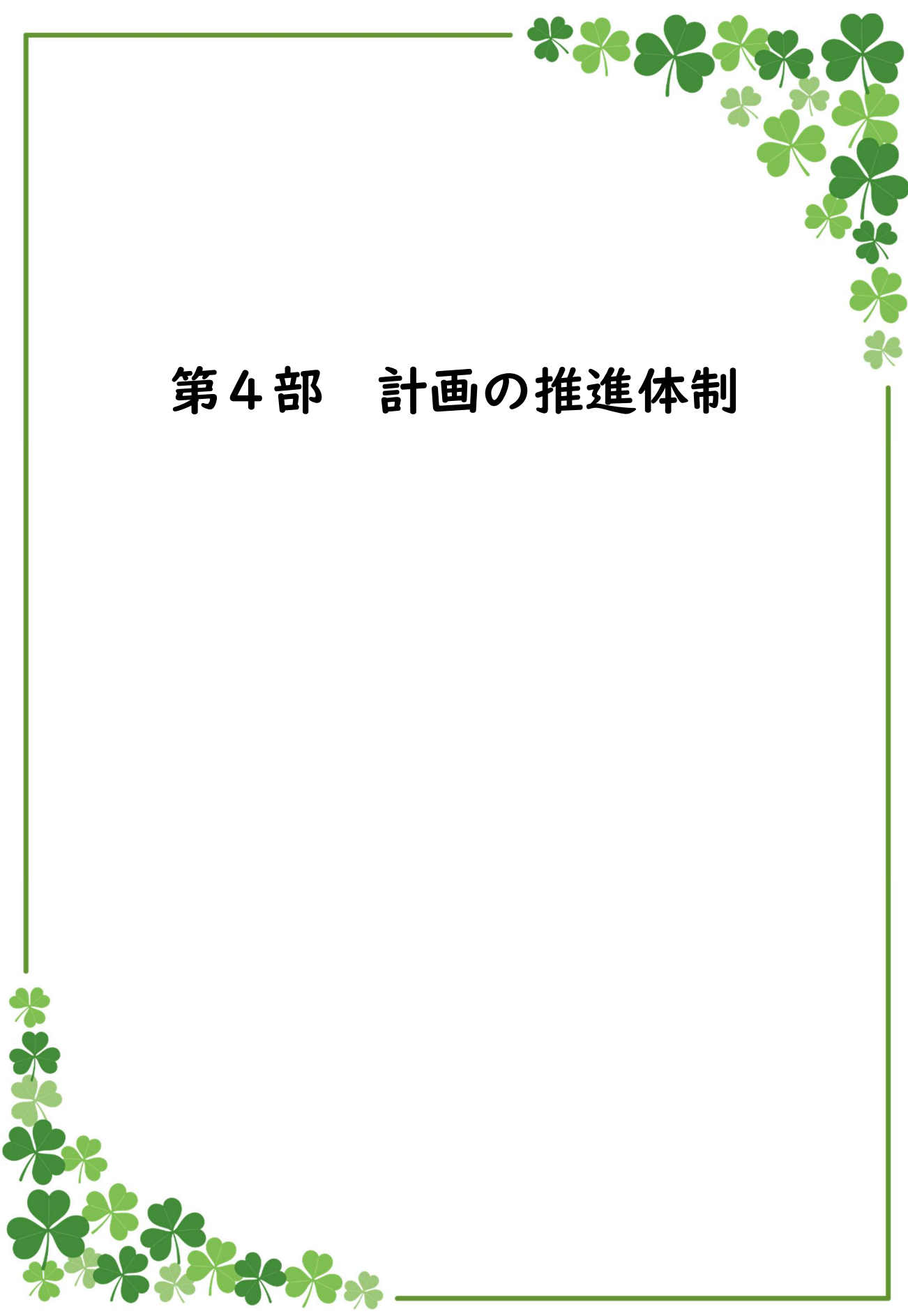
サービス名	単位		第2期 実績			第3期 見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者	人/月	56	56	50	59	59	59
	延利用者数	人日/月	294	266	245	272	276	281
医療型児童発達支援	実利用者	人/月	0	0	0	福祉型・医療型の一元化により、「児童発達支援」の見込については、「医療型児童発達支援」を合算した数値になっています。		
	延利用者数	人日/月	0	0	0			
放課後等デイサービス	実利用者	人/月	44	55	61	62	64	67
	延利用者数	人日/月	392	473	545	547	556	554
保育所等訪問支援	実利用者	人/月	9	16	11	14	17	21
	延利用者数	人日/月	5	7	7	8	10	13
居宅訪問型児童発達支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	実利用者	人/月	82	85	72	69	67	66

※令和5年度は実績見込み



確保のための方策

- 関係機関との連携を強化し、利用者がサービスを利用しやすい環境の整備を進めていきます。
- 必要なサービスが地域で利用することができるよう、受け皿となるサービス提供事業所の参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 町内での対応が困難な場合には、町外のサービス提供事業所と調整を図り、サービス提供に努めます。
- モニタリングや更新時に保護者から聞き取り等を通して、障がい児の療育が適正に行われているかの確認に努めます。
- サービスの計画を立てる際は、保護者のセルフプランではなく、相談支援事業所で計画を立てるよう勧め、計画的にサービスを利用することができるよう勧めていきます。



第4部 計画の推進体制



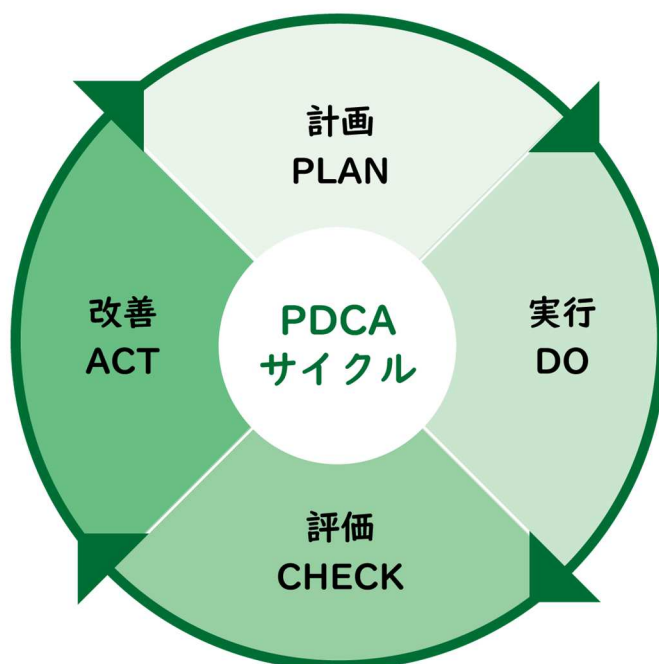
第 1 章 計画の進行管理及び評価

本計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

また、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・奈良県の施策や事業の変更など、本町の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

なお、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル*）とされています。

■PDCAサイクルのイメージ図





第2章 計画の推進体制の充実



1 計画の推進体制

本計画の内容は福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等、障がい者施策全般にわたり、その着実な推進に向けて国・県等の機関の協力と地域住民の協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野が連携を取り、障がい者施策の総合的かつ効果的な実施を図るための推進組織が必要となります。

見直しの際には、関係機関及び、関係施設、関係団体等と密接に連携して、障がい者の意見等を的確に反映させるよう努めます。

本計画の推進にあたっては、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画などの基本計画に関わる障がい者施策との整合性を保って相乗的な効果を図るとともに、新たに策定される町の計画についても、本計画内の障がい者施策との整合を図りながら進めていきます。



2 西和7町障害者等支援協議会との連携

西和7町では、7町の行政機関及び地域の障がい者団体、障がい者施設、障がい福祉サービス事業所が協働し、西和7町障害者等支援協議会を組織しています。

障がいのある人に関わる制度や取り組みを豊かにするためには、地域における課題を洗い出し、多面からの検討を重ね、その課題の解決を進める場が必要です。

本町では、西和7町障害者等支援協議会での話し合いを尊重し、地域に住む障がい者等にとって必要とする支援が行き届く仕組みづくりや権利を守る体制づくりを目指しています。

西和7町障害者等支援協議会の構成は、協議会全般の運営を行う『運営委員会』、全体での連絡・報告を行う『定例会』のほか、山積される地域課題の中でも重点的に課題解決に向けた取り組みを行うための審議の場として、『専門部会』を構成し、個別の課題についての意見を深める体制を強化しております。

さらに、専門性に特化し取り組むべき課題に関しては必要に応じてワーキングチームを立ち上げ、審議を行っています。

本町は今後も、西和7町障害者等支援協議会と連携を図りながら、地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

資料編



河合町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の3及び、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の2の規定に基づき、河合町障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するため、河合町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 河合町障害者基本計画の見直しに関すること
- （2） 河合町障害福祉計画の策定に関すること

（組織）

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係団体の代表者
- （3） 町議会議員
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から河合町障害者基本計画及び障害福祉計画策定日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は委員長があたる。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会は必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(召集の特例)

最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

河合町障害福祉計画等策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	役職名
町議会代表	佐藤 利治	河合町議会議員・厚生常任委員会委員長
関係機関	小嶋 修平	生活支援センターおはな所長【策定委員会委員長】
	渡邊 八重子	河合町社会福祉協議会会長【策定委員会副委員長】
	山田 全啓	中和保健所所長
	南 英延	中和福祉事務所所長
	柏木 春子	河合町民生児童委員協議会代表
	林 洋美	河合町手をつなぐ育成会会長
	糸山 真志	河合町身体障害者協会会長
	岡野 宏司	河合町校園長会会長
	永岡 章弘	いちよう所長
	下村 美里	生活相談支援センターぼると・ベル所長
有識者	大前 美希子	西和圏域マネージャー
町民代表	齋藤 富士夫	公募委員
	内田 茂	公募委員
行政機関	上村 卓也	総務部長
事務局	浮島 龍幸	福祉部長
	浦 達三	福祉部福祉政策課長

用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。福祉的就労に対して使われる用語。

インクルージョン

人々を孤独や孤立から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み、支え合うこと。

【か行】

合理的配慮

障がい者が社会の中で出会う、困りごと・障壁を取り除くための調整や変更のこと

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

【さ行】

障害支援区分

平成 26 年 4 月 1 日施行。障害程度区分に変わり、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者の心身の状態を総合的に示す区分で、全国統一の 80 調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障害支援区分の判定が行われる。障害支援区分は、介護の必要度に応じて、区分 1（軽度）から区分 6（重度）の 6 段階を審査会が判断し、市町村において認定する。

障害者虐待防止法

国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを定めた法律。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本的な理念に基づき、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における差別の解消を定める措置などを定め、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を資することを目的とする法律。

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律により、平成 25 年度から障害者自立支援法の名称が変更となった。

手話通訳者

身体障がい福祉の概要や手話通訳の役割・責務などを理解し、手話通訳に必要な技術や知識を習得した人で、市町村等の公的機関からの依頼による聴覚障がい者等に関する広報活動、文化活動に協力する人。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申し立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合は、市町村長に申し立て権が付与されている。

【た行】

地域活動支援センター

障がいのある人等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいい、次の 3 つの類型がある。

①地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。

②地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労等が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

③地域活動支援センターⅢ型

地域の障がいのある人のための援護対策として、通所による援護事業を実施する。

地域生活支援事業

地域で生活する障がい者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動など、障害者総合支援法の中で法定化された事業。住民に身近な市町村を中心として、地域の実情に応じて柔軟な実施形態で実施ができることとなっている。

【な行】

難病患者等

平成 25 年度から障がいの範囲に含まれるようになった。(1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2) 経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前に生活することができるような社会こそが、正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

障がい者のための物理的障壁を取り除くことを目指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障がい者の生活全般における障壁の除去をいう。

PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

福祉避難所

要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれに定めた割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。また、精神障がい者を雇用した場合は、実雇用率に算定することができるとされている。

【ま行】

モニタリング

ケアマネジメントの一過程。ケアプランに基づいてサービスが計画どおり提供されているかを確認する。確認の内容は、新たなニーズが生じていないか、利用者が満足してサービスを受けているか等の観点から実施する。

モビリティ

可動性・移動性・流動性を意味する。本来さまざまな事象に使用される言葉だが、人の移動やモノの輸送などを指すことが多くなっている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル」＝「普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

要約筆記者

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために要約筆記を行う通訳者のこと。手話の分かる人には、手話通訳者が意思疎通支援を行う。

【ら行】

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。

療育

医療、訓練、教育、福祉などによって障がいを克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。

河合町第5次障がい者基本計画
河合町第7期障がい福祉計画
河合町第3期障がい児福祉計画

【編集・発行】 河合町役場 福祉政策課

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

電 話 0745-57-0200（代）

ファックス 0745-58-2010